

## 第5章

# 市民概念の語用とその限界

——リベリア共和国から——

自由への愛がわれらをこの地へもたらしき——われらリベリア市民はかつてアメリカ合州国住人なりしが…… (リベリア共和国独立宣言より, Lyon [1997: 64])

すべての人がひとつの, そしてひとつだけの, きわめてはっきりとした場所をもっていること, これが人口調査のフィクションである。分数はあってはならない  
(アンダーソン[1997: 277])

全員が市民であり, 市民でなければならない。そして市民でないものは誰であれ排除されねばならない

(王を排斥する1789年のフランス革命パンフレットより, バリバール[1996: 55])  
シトワイヤン (citoyen) がやってきてからというものは……

(コートディヴォワールのダン語で《共和国独立後は……》を

意味する語り出しの表現)

## 序

たとえば民族紛争や内戦のようにひとつの国家が急激な政治変動にさらされる時、当事者である国民のあいだで、あるいは事態の混迷を懸念する部外者のあいだで発されずにはいない一連の問いかけがある。国家史における

今回の激動をひきおこした主体とはいったい誰だったのか？あるいはこの混乱が収束したのち、国家を構成する新たな主体はいったい誰になるのか？いや、国家を構成する主体とはいうが、そもそも国家なり主体なりといった言葉づかいがこの国の歴史では何を意味してきたのだろうか？

共和政体をかかげる近代国民国家の主体が、通常、法で市民 (citizen) の規定をえることはいままでのない。本章では、上にあげた一連の問いかけに答える手がかりとしてこの市民という概念を考察の軸にすえ、以下の手順で論をすすめる<sup>(1)</sup>。

事例考察にあたる前半の第1節では、アフリカ最古の黒人共和国リベリアで1990年代に展開した内戦——英語ではそれ自体が《“civil” war》以外に表現しえない政治変動——の意味を、建国以来の国家史と市民規定の変遷からみた一世紀半にわたる歴史の末端あるいは帰結として検証する。ただし検証にはひとつの条件がかわる。リベリアをふくむ現代西アフリカ諸国では、市民の基本単位である諸個人のみならず民族や部族のような族集団も政治変動の主体として語られる傾向がつよい。そこで私たちはリベリア国内の族集団のうちマンディング (Mandingo) と呼ばれてきたグループに焦点をあて、同国のポリティカルエコノミーへ彼らが統合されていく過程を追いながら族と市民の国家史を論じていく。理論考察にあたる後半の第2節では、リベリアの事例から得られた問題の枠をひろげ、族・個人・市民という三概念が西アフリカ近現代史にいかなる起源をもつかを旧仏領西アフリカとの事例比較から検証する。族と個人を媒介する《市民》がそもそも概念として何を意味し、また共和政体を奉ずる国民国家の歴史にいかなる語用をもたらしたかについて、私たちは近年のアフリカ市民社会論を批判しつつ、そうした議論の混迷から解かれた長期の史観のもとで考察をすすめる。これら一連の議論を通じて私たちが問題としたいのは、話者のそのつどの意向に沿って外部から恣意的に実体化されたあれこれの《市民》ではなく、むしろ当事者であれ観察者であれ、人が西アフリカの政治主体として市民という古語を口にするときの、ほとんど宿命的とすらいえる語用の限界である<sup>(2)</sup>。

## 第1節 リベリア国家史——市民規定の変遷とマンディング

あらかじめ記述の前提となることについて述べておきたい。第一に、黒人解放奴隷の沿岸入植から近年の内戦にいたるまでのリベリア共和国約180年の歴史を、私たちは本節で以下の五期に区分して論ずる。

- I. 入植・独立期 (1821~1878年)
- II. 内陸統治期 (1878~1944年)
- III. 権力集中期 (1944~1980年)
- IV. 前一内戦期 (1980~1990年)
- V. 内戦期 (1990~1997年)

このうちIの入植・独立期は、アメリカの解放奴隷など黒人入植者が現リベリア沿岸に入植を開始した後(1821年)、共和国の独立を宣し(1847年)、国家権力の基盤を整備するまでの時期にあたる。IIの内陸統治期は、初期の入植を終えた彼らアメリカン=ライベリアン(Americo-Liberians)が真正ホイッグ党(True Whig Party)による事実上の一党支配をかため(1878年)、内陸の実効支配に着手し(1904年)、両大戦間を通じて植民地流の間接統治を布いた時期にあたる。IIIの権力集中期は、タブマン(William V. S. Tubman)(44~71年)、トルバート(William R. Tolbert Jr.)(71~80年)両政権による《国内融和策》の名のもと、入植者中心の集団支配が大統領への個人崇拜に変質した時期にあたる。IVの前一内戦期は、一世紀以上におよぶアメリカン=ライベリアンの支配システムが軍事クーデタにより崩壊し(80年)、リベリア第二共和国(86~90年)で大統領に就いたドー(Samulel K. Doe)の手により民族対立が増幅、内戦の素地が形成された時期にあたる。そしてVの内戦期は、89年末から生じた内戦のさなかドーが反政府ゲリラに殺され(90年)、7年半の戦禍をへてテイラー(Charles M. G. Taylor)政権(97年~)が発足するまでの時期にあたる。

第二に、私たちが以下で事例にあげるマンディングとは、狭義には北マン

デ語系マリンケ (Malinké) グループに属するイスラーム系の族集団をさす。一般にマンデ (Mande) と呼ばれる彼らは15世紀まで西アフリカのサハラ縦断交易を支配した交易帝国の末裔として、セネガンビアからギニア、マリにかけてのサヴァンナー帯にひろく分布してきた。早くは16世紀以来その一部が現リベリアの森林域へ波状的に南下移入した歴史をもつのだが (真島[1997a]), 今日でも圧倒的な話者人口をほこるギニアやマリのマンデに比べ、リベリアのマンディングはあくまで国内人口のマイノリティーにとどまってきた。またマンディングは狭義の族呼称であるとともに、広義にはリベリア在住のムスリム系商人全般に対するゆるやかな呼称としても用いられる<sup>(9)</sup>。したがってそれは隣国コートディヴォワールのジュラ (Dioula) に呼応する、条件付きの柔軟な族呼称——あらゆる族呼称を現実の地縁集団に対応させようとした古典人類学的手法に拘泥するならば——といえるだろう。

リベリアには、このマンディングをふくめ合計16の民族が居住するといわれてきた。ただしこの民族数については、本章の議論にとりすでに無視しがたい問題がひそんでいる。《リベリア16民族》はアメリコ＝ライベリアンの少数支配期に定着した政府の公式規定である一方、私たちが国内の族集団を単純に数えあげれば、その合計は17となる (表1)。この違いは、19世紀の黒人入植者の子孫アメリコ＝ライベリアンを他の族集団と同等にカウントするかどうかの違いであり、いいかえれば1980年までリベリアの行財政を支配してきた彼らが国内の他民族を《16の部族 (tribes)》として数える一方、自らをそれとは完全に異質な存在《リベリア市民》と規定してきたがためである。

このことは、内戦の現況を欧文のプレス記事から知る以外になかった数年前までの私たちにも実際に深刻な影を落とすこととなった。アメリコ＝ライベリアンに属する諸個人への具体的な言及が記事にほとんど見あたらない、もしくは彼らの動向が非常に見えにくいという一見不可解な現象としてそれは表出した。すなわち、特定のリベリア人がアメリコ＝ライベリアンでないときにはその出自がしばしば《～族出身者》と報道されるのに対し、彼／彼

表1 リベリア国内の族集団

クルー語系	バッサ (16.3%) <sup>1)</sup> クルー (7.6%) グレボ (7.6%) ★克蘭 (5.2%) <sup>2)</sup> デイ (—) ベレ (—)	南東マンデ語系	★ギオ (8.2%) ★マノ (7.1%)
ウェストアトランティック語系	ゴラ (4.7%) キシ (3.4%)	南西マンデ語系	ベレ (20.8%) バンディ (2.8%) ロマ (5.3%) メンデ (—)
		北マンデ語系	★マンディング (2.9%) ヴァイ (2.8%)
★アメリコ＝ライベリアン (0.6%) <sup>3)</sup>			

(注) 1) ( )内は国民総人口に占める人口比率。整合性のある数値は1962年センサスのものしか得られなかった。なお数値のないものは、その民族の人口が微少であることを示す。

2) ★は、1990年代の内戦で争点となった民族を示す。なお、上記各民族をめぐる詳細については、真島[1997a]を参照されたい。

3) アメリコ＝ライベリアンのセンサス比率は、現実に照らしていささか低すぎる。一般には国内総人口の3～5%の幅で紹介されることが多い。

(出所) 真島[1998: 155]。

女がアメリコ＝ライベリアンであるときには——現地での当事者申告によるのだろうか——単に《リベリア市民》としか表記されない。これに対し、私たち読者は実に正当な理由からリベリア市民を《国民》と同義であると予断しているため、内戦以前の国家史をふまえぬかぎりその市民という表現を読み飛ばしてしまう——しかも記事の執筆者が市民という言葉に何を託しているかもむろん判然としない——からである。内戦をめぐるディスクールの内でアメリコ＝ライベリアンが不可視の存在と化した事実は、《市民》が《族》にもまして根深い主体の問題系をはらんでいることを私たちに予感させずにはないだろう。以下ではリベリア国家史の五つの時期区分に沿って《市民》規定とマンディング《族》の関係史にふれ、「アイデンティティーなき国家の、目的なき戦争」(Reno [1998: 79])と形容されるにいたった20世紀末の内戦の意味を検討する<sup>(4)</sup>。

## 1. 入植・独立期 (1821~78年)

現リベリア沿岸への黒人解放奴隷の入植は、白人系の入植推進団体・アメリカ植民協会の主導で1821年に開始された。第1次入植者86名をおそったマラリア禍の生存者47名と第2次入植者30名とが沿岸で初のコミュニティを形成した。以後も新たな入植でコミュニティ人口が着実に増加するにつれ、きたるべき新生国家の住民のうち誰が正式な市民たりうるかについて、入植者のあいだで独立前夜から激しい議論がかわされるようになった。

1847年、アフリカ初の黒人共和国はリベリアの名で独立を宣する。それまで入植行政を監督してきたアメリカ植民協会が新憲法の起草を当時のハーバード大学法学部教授に依頼した結果、合州国憲法を忠実に模した人民主権の自由思想がアフリカ大陸に初めて移植されることとなった。このとき新憲法に記された市民規定の条項(第5条)とは、《黒人種 (black race)》のメンバーのみが出生、家系または帰化の事実を根拠にリベリア市民権を獲得するというものだった (Lyon [1997: 9-18], Dunn and Holsoe [1985: 46-48])。

だが、黒人共和政体という新時代の理想に反し、《リベリア市民》の実際の適用対象からは領内人口のほとんどを占めていたはずの現地住民はおろか、当初は黒人入植者の一部でさえ出自と出身地を理由に排除された。黒人入植者と一口にいても、入植をめぐる個人々の事情には実に多様なものがあつたからである(表2)。独立時点で初の集団入植から20年あまりを経ている入植社会では、自国領内の住民について《ムラトー (Mullatos)》《黒肌 (dark-skins)》《コンゴ (Congoes)》《土人 (Natives)》の四分類がなされていた。このうち入植初期には、同じアメリカ解放奴隷でありながら白人との混血で肌の色が比較的うすいムラトー派と、純アフリカ系の黒肌派との間で入植地のリーダーシップをめぐる小規模ながら深刻な対立が生じていた。新憲法の条文は、それゆえ市民を《黒人種》とのみ規定することでこの対立を解消する結果をもたらした。これに対し、奴隷密貿易期のギニア湾で解放された船

表2 独立前後期におけるリベリア入植者の構成 (1822~1867年)

(単位:人)	
アメリカで自由人として出生した者	4,541
アメリカで自由を購入した者	344
入植にあたり解放された奴隷	5,957
他の理由で解放された奴隷	753
バルバドス島から送致された者 (1865年)	346
船上奪還奴隷 “コンゴ”	5,722
その他・不明	1,295
総数	18,958

(出所) Fraenkel [1964: 6].

上奪還奴隷《コンゴ》は、同じ入植者とはいえ西洋文明に無知なアフリカ土着民として、独立時点では市民の適用対象から除外された。彼らガリベリア市民として投票権を付与されアメリコ=ライベリアンの社会層に吸収されていくのは、ようやく1870年代のことである<sup>5)</sup>。だが残る第四のカテゴリー、すなわち沿岸入植地の外部で村落生活をいとむ大多数の現地住民《土人》には、実に第二次大戦後まで市民権が名目上も与えられなかった。こうして入植・独立期の終わりには、新生共和国の住民を《アメリコ=ライベリアン》と《土人》に二分する社会システムが形成されていく。前者は自らを《入植者 (Settlers)》《文明人 (the Civilized)》そして何より《市民》と呼び、後者には《アボリジン (Aborigines)》《部族民 (Tribesmen)》などの侮蔑的な語彙を用意するようになる。リベリア独立宣言文でうたわれた「われらリベリア市民はかつてアメリカ合州国住人なりしが」という排他的な表現が修正されるには、独立からすでに一世紀以上を経た1970年代のトルバート政権期をまたねばならなかった (Lyon [1997: 64])。

## 2. 内陸統治期 (1878~1944年)

リベリアの領土拡張は1875年末までにはほぼ終了し、1878年には入植者の少

数支配を20世紀末まで体現する真正ホイッグ党の、事実上の一党体制が確立した(アクバン[1988a: 374-375])。ただしこの時期の領土はあくまで地図上のものであり、後のアフリカ分割期には実効支配の不在を口実とする英仏により内陸国境部が次々と奪われていく(Gershioni [1987])。そこで領土喪失への懸念を背景として、リベリアでは世紀転換期までに沿岸入植社会の一体性に支えられたナショナリズムが台頭し、政府は1904年に内地法規を制定、内陸の実効支配に着手した(Lyon [1997: 32-41])。当時のバークレイ(Arthur Barclay)政権(1904~12年)も公然と認めたように、それはイギリス流の保護領統治をまねた自国内陸の植民地化にほかならなかった。内陸・沿岸の各行政単位で《土人》から小屋税を徴収し強制労働を監督した地方行政官や州・郡の長官はむろん入植者の子孫アメリカン・ライベリアンであり、彼らは両大戦間を通じて国内各地で地域の行財政を掌握する《名家》の家系を形成していく(Hlophe [1979: 174], 真島[1998: 155])。入植者とマンディングゴのあいだに特別な接触が生ずるのも、この名家の形成過程にともなうものだった。

もともとマンディングゴは現ギニア・リベリア国境部の森林辺縁域に拠点をかまえ、森林—サヴァンナ間の長距離交易を仲介するイスラーム系の交易集団だった(真島[1997a])。だが現リベリアの森林部へ南下移入した後の彼らは、異民族の村落に独自のしかたで定着した。まず彼らは村落指導者や首長の家系と婚姻紐帯をむすび土地の居住・用益権を得て、それまでの長距離交易から地域に根づいた小売商へと経済活動を転換した。また各地でモスクやコーラン学校を創設し地域住民のイスラーム化もうながした。共和国の政治システムが沿岸で整備されようとしていた19世紀後半も、マンディングゴのリベリア流入は依然として続いていた。とくにサモリ第一次帝国がギニアで拡張戦争をおこした1890年には、多数のマンディングゴがリベリア領内のペレ(Kpelle)族居住域へ流入した。1893年にギニア内陸が正式に仏領植民地となり、住民に人頭税と強制労働が課されはじめると、植民地の拘束から逃れるマンディングゴのリベリア流入もそれだけ加速した。折しも世紀転換期にはリベリア森林域にパラゴム生産のブームが到来する。移入先で土地の用益権



をえたマンディングはそこに地元住民を雇い入れ、地域の小売業にくわえ換金作物の生産も始めた。さらに個々の移入者は祖地ギニアでの家系や商品流通のネットワークを通じて相互に結びつき、それが新たな交易者の移入とネットワーク参入をうながしていった (Launay [1979])。

イスラームを信仰する有能な商業民の存在に、沿岸入植社会は一面で単なる《土人》以上の脅威をおぼえていた。たとえば解放奴隷とともにアメリカから移植されたキリスト教会諸派のうちとくに福音教会派は、黒人共和国におけるキリスト教の伝統を脅かす存在として彼らのイスラームを敵視しつづけた (Hart [1995: 77])。だが他方で、沿岸政府には国家経済の内陸浸透を図るうえで彼らの商業活動を間接的に利用する一面もあった。それまで貨幣流通がみられなかった地域の《土人》に対し、政府は通貨による小屋税の納入を強制した。このときマンディングは、たとえばコーラの実を住民から通貨で買い付ける——または当座の必要額を彼らに前貸しする——ことで内陸の貨幣流通に貢献した。政府はマンディングの商業ネットワークを定期市の開設計画ともリンクさせたため、沿岸都市部に恒常的な収益をもたらす内陸マーケットシステムの基盤がもたらされた (Ford [1991])。一方のマンディングも政府の内陸進出には早くから協力的な姿勢をとったため、両者の関係は1920年代、当時の共和国大統領が彼らの要請に応じて国内西部にマンディング居留民からなるメッカ (Mecca) 首長国を創設する——20世紀前半にいたっての《首長国》の生誕である——までに親密なものとなっていた (Holsoe [1976/77: 8], Holsoe et al. [1969: 32])。

入植権力がマンディングに両義的なスタンスで臨んだように、おなじマンディングに対するリベリア土着住民のまなざしも正と負の二面性を帯びていた。地域経済ではマンディングの商業活動に依存しその存在を必要としながら、彼らはマンディングを自らとはまったく異質な《よそ者》とみなしていた。土着住民に漠然と共有されていたこの両義的な認識は、政府の内陸進出をむかえると、とくにその負の側面が一種のリアリティをとめない強化されていく。《ギニアのよそ者マンディング》という文化—社会的なステイグマ

の形成である。

第一に、マンディングは純粋な農耕民というより西アフリカ交易帝国の伝統に根ざした商業の専門集団であり、第二に独自の交易ネットワークを活用した手がたい組織力をもつイスラーム布教集団だった。政府の内陸進出期に国内各地で形成された地方都市には、行政官の公邸や政府が管理する市場のかたわらにしばしばマンディング系のモスクやコーラン学校が建てられ、地域経済の中心がそのままマンディングの文化センターとしても機能した。しかも通貨の流通や市場創設に自らの有利な位置を見いだしたマンディングにとり、異民族の文化に以前ほど順応する必要は薄れていた。ムスリムである彼らは、とくに移入先の村落社会における儀礼結社ポロ (Poro) ・サンデ (Sande) への加入をかたくなに拒否したため、土地の用益権などをめぐる両者の摩擦が各地でみられるようになった。くわえてイスラーム信仰にまつわる彼らの婚姻慣習にも地域との対立を促す要因があった。彼らが移入先の社会でとり結んだ婚姻の大半は、マンディングの男性が地域の女性を娶るというものだった。マンディング女性は子息をムスリムとして育てる義務があり、地域の男性との正式な婚姻が許されなかったためである (Konneh [1996: 144-145], Ellis [1995: 179])。

今日リベリアに居住する民族の多くは、マンディングと同じく過去のいずれかの時点で現ギニアから南下移入した歴史をもつ (真島[1997a])。にもかかわらず、ひとりマンディングに《ギニアのよそ者》の烙印が押されていた背景には、移入先の社会における彼らのこうした文化的な異質性と排他性とがたしかに影響していたことであろう。ただ、むしろ私たちがここで留意しておきたいのは、マンディングに対する土着住民のスティグマ形成が国民国家の拡張プロセスというまさに近代の脈絡のもとで促されたという点、また同じマンディングに対する入植権力の両義的な評価がプラスへ転じていった流れと、それはちょうど逆向きに呼応するものだったという点である。

### 3. 権力集中期 (1944~80年)

両大戦間のリベリア中央政界では、アメリカ＝ライベリアン名家のうちでもとくに有力な家系の間で国家権益の配分をめぐる政争が展開した。一部には真正ホイッグ党に対抗する野党結成の動きさえみられたものの、だが全体としてみれば入植者の子孫による建国以来の集団支配システムが維持されたことに変わりはない(アクパン[1988b: 1060-1062])。だが第二次大戦後のタブマン政権期(1944~71年)には、国内経済の発展により従来の支配システムにひとつの変質が生じた。まず大戦の終結にあわせて国際市場でゴムの需要が急増したため、米国系資本のファイアーストーン・タイヤゴム会社がリベリアで管理する世界最大のプランテーションでゴムの生産量が50年代末までに約4倍へと拡大、同社がリベリア政府に納める法人税も51年時点で国庫歳入の26%に達した。くわえて同じ50年代からは西部内陸の鉄鉱脈で採掘作業が始まり、国内4社の鉱山会社がフル稼働の操業態勢に入る60年代にはリベリアの鉄鉱石輸出も頂点をむかえる。50~60年代にかけての経済成長を通じ、共和国政府はいまや国内資本と雇用機会の最大の配分者と化し、政権の中心に位置するタブマンは入植者の子孫による従来の集団支配を国家元首たる自身への個人崇拜に集中させていった(Lyon [1997: 50-55], Ellis [1998: 158], 真島[1997a: 47-48])。

タブマンはその一方、大戦後のアフリカに生じた脱植民地化の時流を敏感にとらえ、入植者中心だった建国以来の排他的な市民規定を是正したことで知られる。政権発足直後の1946年、彼は一定額の小屋税を納めた国内全土の住民に初の選挙権を認め、翌47年には統一化政策の提唱により市民の法的な適用対象を土着民族の出身者へと正式に拡大した。なるほど政府は1920年代以来、自国保護領にあたる内陸部でも小学校など初等教育施設の建設を始めていた。ただし当時の土着民族出身者は、入植者の有力家系とクライアント関係をむすび、またはその家系に養取されることでかろうじて下級の公職

ポストに就く道が開かれているだけだった (Hart [1995: 134-141])。その点、統一化政策と経済成長をバックに公教育の施策も向上したこのタブマン期には、土着民族出身の知的エリートがしだいに台頭する。内陸に比べ高等教育や入植権力との接触の機会に恵まれていたヴァイ (Vai)、グレボ (Grebo)、クルー (Kru) など沿岸諸民族のエリートは、だが個人崇拜とセツトになったタブマンの機会均等策を妥協とみなして拒絶し、逆に土着民族の出身者こそ真のリベリア市民であると主張するようになった (Hlophe [1979], Fraenkel [1964], Breitborde [1991])。アメリカライベリアンは祖先の土地を奪いとり暴力で政権を樹立したよそ者にすぎないから、たとえ彼らが憲法でいう《黒人種》に属するとはいえ、真のリベリア市民とは認められないというのがその共通見解だった。

ただし土着民族側のこうした反発には、入植者の子孫と同じくりベリア市民とは認めがたい《ギニアのよそ者》マンディングが連帯の輪からあらかじめ除かれていた。実際リベリア全土の住民が市民権を獲得して以後、国内ではマンディングと地域住民の間に民事上のトラブルが続出した。たとえば土地の用益権をめぐる係争で、一方のマンディングは憲法の規定をふまえて自分たちにもリベリア市民としての居住権が保証されていると主張した。だが一方の地元住民は、地域への社会的な適応を彼らが十分に果たしていないとして、その訴えを認めようとはしなかった。「土地争いで市民の権利を訴えるときにはペレ族の服を着てペレ語を話すくせに、道の整備など市民の義務で労働すべき段になると、マンディングの服を着てマンデ語を話しますマンディングたち……」(Konneh [1996: 146])。

タブマンからトルバート政権 (1971~80年) へと続くこの権力集中期は、しかしほかでもないこの《よそ者》が他の土着民族から社会的に乖離を果たし、自らの経済力をバックに共和国のポリティカルエコノミーへ接近をはかった時期でもあったことが注目される。

タブマン政権は初期の時点からマンディング商人との親密な関係を模索した。マンディング系の畜産事業家と首都モンロヴィアの政治エリートとの間

では、すでに1940年代からウシとヒツジを中心とする畜産取引が始まっている。その後タブマンが一連の経済発展策をうちだすと、マンディングは既存の商品流通ルートに支えられた運輸業・燃料供給業のほか織物業などの新事業にも着手して経営の多角化と資本蓄積をとげていった。またタブマンが門戸開放をとなえて海外資本のリベリア投資と企業誘致を促すと、マンディングの一部事業家は国内の企業拠点に移入労働者向けの日用品店を開き、すでに国内の小売部門で一定の位置を占めていたレバノン系資本との競合を始めた。都市部へ移った他のマンディング事業家は市街の民間運輸業を独占するようになる。こうした動きと合わせ、タブマンはギニア、シエラレオネからの新たなマンディング移入を奨励したため、60～70年代の公式センサスで《マンディング》の住民人口はほぼ倍増した (Ford [1991: 292])。マンディング出身のエリートが国務長官に登用されたのも、このタブマン期のことである。

つづくトルバート政権もタブマンの国内融和・門戸開放路線を受け継ぐとともに、マンディング実業家との関係をいっそう強化した。トルバートは1930年代の出納庁官僚時代から、ウシとダイヤモンドの利権をめぐるマンディング系資本との太いパイプをもつ人物だった。政権発足直後の71年、彼は換金作物の買い付けを《リベリア市民》に広く開放する施策を発表した。これは20年代以来リベリアの輸出入業に参入していた《非黒人種＝非市民》のレバノン・シリア系実業家を農産物の流通ルートから事実上排除することを意味していた。代わって農民からコーヒーやココアの買い付けを始めたのが、一時代前にコーラなどの買い付けを通じ地域経済に密着していた《リベリア市民》マンディングだったことはいうまでもない。農産物の買い付けにはリベリア移入歴の浅いマンディング商人もやがて西部のダイヤモンド採掘益などを足がかりに参入していった (Ford [1991: 293])。

一方、トルバート期の内閣にはマンディング系エリートが大臣補佐の要職に相次いで登用されている。そこには1990年代の内戦でゲリラ勢力 NPFL の幹部となるサッカー (Edward K. Sackor) や ULIMO 幹部のアンスマナ・ク

表3 タブマン、トルバート政権期における閣僚、地方高官ポストの構成

## A 閣僚

(単位：人)

	1964年1月	1968年1月	1973年5月
アメリカ＝ライベリアン	12 <sup>1)</sup>	12 <sup>2)</sup>	11
沿岸民族出身者	4	4	6
内陸民族出身者	0	0	2
総数	16	16	19

(注) 1) 両親の一方がアメリカ＝ライベリアン出身者でない者2名を含む。

2) 両親の一方がアメリカ＝ライベリアン出身者でない者1名を含む。

(出所) Clapham [1976: 48].

## B 地方高官 (大統領任命の州・郡長官)

(単位：人)

	1964年1月	1968年1月	1973年9月
アメリカ＝ライベリアン	6	5	6
沿岸民族出身者	4	3	5
内陸民族出身者	0	3	3
総数	10	11	14

(出所) Clapham [1976: 92].

ロマー (Ansumana Kromah), またマンディングの民族リーダーとして ULIMO-K 首領となるエルハジ・クロマー (Alhaji G. V. Kromah) の姿がすでにみられる (真島[1998: 176, 180])。90年代内戦の史的背景を探る研究のなかには、マンディングが国家と結託したビジネス面での成功をカモフラージュするため、少なくともタブマン期までは政府の要職にあえて就こうとしなかったと分析するものもある (Ellis [1995])。マンディング《族》の《集团的意志》なるものが仮に存在するとすれば、それゆえこのトルバート期は、長らく市民とよそ者の間を揺れ動いてきたマンディングが共和国の政治システムで一定の影響力を得ていくプロセスとして画期をなすものだったといえるだろう。タブマン以来の機会均等策には便宜主義的な面が強くみられ、現実の権力配分で国内の地域・民族格差の是正はさほど進展しなかった。むしろ

この時期にはヴァイ、グレボ、クルーなどの沿岸民族とその他の内陸民族との格差がとくに中央政界で拡大する傾向さえ生じていた(表3)。そうしたなか、70年代から中央政界に進出しはじめるマンディングの姿には、ギニアのよそ者という旧来のスティグマにくわえて90年代の内戦へと連なる《優遇されたリベリア市民》の刻印が新たにきざまれることとなった。

トルバート期のマンディング系事業家にはガソリンの国内供給、公共事業の資材調達、政府施設への食糧供給事業などが集中し、政府首脳も彼らとウシ、ダイヤモンドの私的取引をつづけていた。中央政界とマンディング系財界とのコネクションは、政権末期のトルバート本人にもウシの成長促進剤の私的取引をめぐるスキャンダルとしてふりかかった。それは私たちが先に前一内戦期と名づけた、ドー政権期直前のできごとである。

#### 4. 前一内戦期 (1980~90年)

1980年4月、陸軍の青年下士官17名による軍事クーデタが挙行され、一世紀以上におよぶアメリカンライベリアンの支配システムはその瞬間、唐突にも崩壊した。クラン(Kran)族出身の反乱指導者サミュエル・ドーをはじめ、反乱メンバーの多くは国内東部から南東部にかけて分布する内陸民族の出身者だった。リベリアの80年代をつらぬくドー政権期の幕開けである。ドーは将来の民政移管を約して軍事政権の首班をつとめるが、85年の国民選挙では自ら大統領選に出馬、不正集計の疑惑が広がるなか、ひきつづき第二共和国の元首にも就いてしまう。軍政から民政へと彼が政権を担当した10年間は、同胞のクラン族出身者を偏重するネポティズム、強権主義、そして数々の《クーデタ未遂》と肅正が横行し(真島[1993: 78])、内戦の素地となる民族対立の歪みが国内東部を中心に生産=再生産された時期にあたる<sup>(6)</sup>。

第二次大戦まで市民規定から排除されていた内陸民族の出身者がついに国家権力を掌握したという事実は、《真のリベリア市民》=《入植者の子孫》の等式が根底からくつがえされたことを意味していた。その点マンディング

は、これまで《アメリカ＝ライベリアンの補助団体》と呼ばれるほどに入植権力と親密な関係を保ってきた。だが旧体制が崩れ去ったいまや、以下に述べるごとく彼らは一転してドー政権の政治・財政上の支柱となり、クラン系出身者に次ぐ《完全なるリベリア市民》への脱皮をはかっていく。

軍事クーデタにより旧体制をラディカルに否定してみせたドーは、政権運営でまもなく二重の苦境に立たされた。第一に、彼は入植者の有力家系が国内各地で築きあげてきた地域コネクションと絶縁したため、安定した財源を地方から吸収して個人崇拜を打ちたてたタブマン以来の国家元首の手法を踏襲できなかった。そのとき彼が見いだした選択肢とは、たとえ《よそ者》であれ土着民族にはちがいないマンディングゴ実業家層への接近だった。彼らの流通ネットワークは1980年代までに内陸の商品輸送と国内小売部門の大勢をカバーし、金・ダイヤモンド鉱山業、織物・仕立業、首都一内陸間の運輸業でも有力な存在となっていた。ドーは第二に、政権維持に最低限必要な数の政治エリートを土着民族出身者からリクルートすることにも限界を見いだしていた。そのため彼は、旧体制下で高官に登用された土着系エリートだけでなく、タブマンの甥をはじめ入植者の《純粋な》子孫まで途中から閣僚に任命せざるをえなくなった (Reno [1998: 82])。民政移管にともなう85年の国民選挙とそれにつづくクィウォンパ事件は、まさに彼のこうした苦境のさなかで起きたできごとだった。

まず1984年7月、国民投票により民政移管に向けた第二共和国憲法が承認される。タブマンが47年に修正した市民規定の条項は新憲法でもそのまま踏襲された。翌年10月の大統領選では不正疑惑をしりぞけてドーが新大統領に選出される。彼はその半年ほど前から、自らの暗殺を画策したという口実で複数の政党指導者を拘禁し、自身の影響下にある人物を選挙管理委員長に指名していた (Binitie [1997])。それゆえ国民の過半数の支持をかるうじて得たものとして公表された51%という彼の得票率にも、選挙直後から国内外で疑問の声が投げられた。現実の得票数でドーに圧勝していたと当時噂されたのはリベリア行動党 (Liberian Action Party) の党首ジャクソン・ドー (Jackson



F. Doe) だった。トルバート期に文相補佐をつとめたこの人物は、両親の一方がアメリカ＝ライベリアン、もう一方が国内北東部ニンバ (Nimba) 州に居住するギオ (Gio) 族の出身であり、彼自身も同州選出の上院議員となるなど、ギオおよびニンバの地域リーダーといえる政治エリートだった<sup>(7)</sup>。

ドー政権期最大のクーデタ未遂、クィウォンパ事件が起きたのはこの大統領選のわずか1カ月後のことである。ギオ族出身のトマス・クィウォンパ (Thomas G. Quiwonkpa) は、1980年の軍事クーデタでドーと行動をともにした盟友の一人である。だがまもなく二人の間には確執が生じ、クィウォンパは83年に反乱画策の容疑を受けアメリカへ亡命した。2年後の85年11月、彼はシエラレオネ国境から兵を率いてリベリアに侵入し、一時は首都のラジオ局を占拠してドー政権転覆の声明まで流すのだが、政府軍の反撃に会い銃殺された。ドーはその直後、反乱の報復対象をクィウォンパ《個人》からギオ《族》へと変換し、ニンバ州に国軍部隊を投入してギオ族、およびギオと言語・文化的にきわめて近いマノ (Mano) 族の地元住民600～1500名を無差別に虐殺した。またジャクソン・ドーをはじめギオ出身の政治エリートもクーデタ共謀容疑で逮捕した。大統領選における事実上の勝者ジャクソン・ドー、そして危うく政権を転覆しかけたクィウォンパの存在から今やギオ《族》こそ反乱分子の温床と臆断するドーは、その後ニンバ州にギオの対抗民族を創出し、クラン族中心に築いてきた権力基盤のエスニックな補填をはかっていく。対抗民族、すなわちマンディングゴである。ギニア国境に接するニンバ州にはもともとマンディングゴ居留民が多く、かつてはコーラ交易で、第二次大戦後は主にコーヒー、ココアの買い付けでギオ・マノとの共生を営んできた。だが70年代半ばに生じた経済不況のあおりで農産物の生産者価格が下落すると、ギオ・マノ系農民はマンディングゴに対する従来の両義的な評価をこれに重ね、《よそ者の悪徳商法》に対する非難を始めていた (Ford [1991: 293-294])。その10年後にクィウォンパ事件とギオ・マノ系住民への報復虐殺がつづいた後で、ドーはニンバ州の公職ポストを地元のマンディングゴに優先配分し、彼らの土地購入を奨励する政策に踏みきったのである。共

和国の《公職ポスト》といい《土地所有》といい、その政策が西洋流の市民概念の根幹にふれる内実をおびていた点に私たちはここで注目しておきたい。

しかもドーが次に手をつけたのは、ほかでもないリベリア市民規定をめぐる新たな解釈だった。クイウォンバ事件後の1986年、彼はマンディングゴが決して他国のよそ者などではなく、国内の正式なエスニック集団としてリベリア市民の完全なる権利をもつとの声明を発表した (Ellis [1995: 179])。一見して憲法の市民規定をむなしく反復したとも受けとれるこの言明は、それまでクラン出身者を公職ポストで重用してきた政権にとり、実のところその新たな同盟者がマンディングゴとなることの宣言に等しかった。それはちょうど、リベリア居留歴もすでに長いレバノン・シリア系のビジネス・コミュニティが市民権の差別撤廃を訴えたにもかかわらず、建国以来の《黒人種》にもとづく市民規定が第二共和国憲法でもそのまま踏襲された事実との、まさに対照をなすできごとだったといえるだろう。

一方、トルバート期に大臣補佐をつとめたマンディングゴ系エリートは、エルハジ・クロマーが情報相、その従兄弟ドゥクリ (Mohamed Dukuly) が郵相、またニンバ州出身のサッカーが内相に就くなど、ドー政権下でついに閣僚ポストを獲得した。この時期には実業家から上院議員に転身するマンディングゴ出身者も現れている。マンディングゴ系財界人も軍服生産など政府による民間受注キャンペーンの独占的な対象に指定されたほか、燃料供給業や運輸業でいっそうの成長をとげていた。ただし市民規定の政治的釈義で塗り固められたドー政権期のクラン—マンディングゴ連帯には、次の10年間にそれなりの帰結が待っていた。

## 5. 内戦期 (1990~97年)

1989年12月24日、チャールズ・テイラー率いる反乱軍 NPFL (リベリア国民愛国戦線) がコートダイヴォワール国境からニンバ州に侵入、付近の国軍基地などを襲撃した。ドーは急速ニンバ州に国軍2個中隊を投入、反乱の鎮

圧にあたるるとともに地元のギオ・マノ系住民数百名を再び無差別に虐殺した。この暴挙を4年前の惨劇と重ねあわせる地元住民は続々と反乱兵力に参加、NPFLは急速に実質的なゲリラ勢力へと成長した。首都では疑心暗鬼に陥ったドーがクラン、マンディンゴ系の民間人に武器を供与してギオ・マノ系住民への《報復》虐殺を仕向けるなか、NPFLは90年4月までに当初の10倍の兵力でニンバ州をほぼ掌握、7月には首都へ侵攻した。同年9月、ドーは一部ゲリラ兵士により拉致・拷問のすえ惨殺される。以後はECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）の編成した多国籍軍ECOMOG（ECOWAS停戦監視団）が首都周辺を制圧する一方、国土の大半はNPFLが掌握し——当初は国土の9割、国内13州中の12州といわれた——和平交渉が難航するあいだに新興のゲリラ勢力が次々に台頭するという泥沼の戦況がつづいた。

テイラーは1948年、モンロヴィア市内でアメリカ＝ライベリアンの父とゴラ（Gola）族出身の母から生まれた。彼はトルバート政権末期からドー政権期にかけて官僚をつとめるが、83年に汚職が発覚しアメリカに亡命する。その後ガーナに渡り、滞在地アクラからは85年のクィウォンパ事件に関与した<sup>6)</sup>。反乱が失敗すると彼は87年からリビア政府と交渉をもち、コートディヴォワールでは複数のリベリア人亡命団体と接触した。それは80年の軍事クーデタで隣国に逃れていたアメリカ＝ライベリアンのエリート層、およびクィウォンパ事件で祖国を追われたギオ・マノ系エリートがアビジャンやダナネ（Danané）市で別個に形成していた複数の小グループである。テイラーはニンバ州からの難民や元兵士にも結集を呼びかけ、リビアとブルキナファソで彼らにゲリラ訓練をほどこした。その結果すでに89年初頭時点で、NPFLの中核グループ約160名がアビジャンで待機する状態となっていた。しかもリベリア侵入後の彼らには、ドーのクラン偏重策で周辺化を余儀なくされたアメリカ＝ライベリアン系、レバノン系財界からの積極的な資金援助も待っていた。

一方、内戦期のマンディンゴの動向についてはその民族リーダーと目されたエルハジ・クロマーの行動にかなりの部分が集約される。クロマーは1953

年に首都で生まれたが、両親ともにマンディング出身者で、とくに父の故郷はマンディングが多数居留する国内北西部、ギニア国境に接するロファ (Lofa) 州だった。彼が父から受け継いだ姓クロマー、正確にはクルマ (Kuruma) は、北マンデ系の父系クランとしてはドゥンプヤ (Dumbuya) やバンバラのシソコ (Sisoko) に照応する由緒正しいマリンケの家柄を示す (Person [1968])。ただしあくまでリベリア現代史の脈絡からみるならば、先にふれたように彼はトルバート期の閣僚補佐、ドー期の閣僚を歴任するなど、第二次大戦後に到来した市民規定の是正策とマンディング優遇策を最大限に享受してきた政治エリートの一人であることに私たちはここで留意しておく必要がある。89年末、身元不明の反乱軍が国内に侵入したとの情報が入ってきたとき、その彼がとった一種奇態な行動もこの脈絡においてこそ多少とも理解が可能となるからである。このときクロマーは軍服に銃を携え自らニンバ州に乗りこみ、地元のマンディング住民に政府軍の支持を訴え、ムスリム系実業家には政府への財政支援を呼びかけた。これが結果的には、ニンバ州周辺に居留する数千名の同胞の命取りとなった。クロマーの要請をうけた有力者が《マンディングのドー政権支持》を公式に宣言したため、それがテイラーによる反マンディングのプロパガンダに利用され、クラン、マンディング住民に対する大規模な虐殺を呼んでしまったからである。ニンバ州で反乱兵力に加わったギオ・マノ系住民にとり、マンディング商人を介した70年代のコーヒー、カカオ買い付け価格の下落、および80年代にドーが州内で露骨に示したマンディング偏重策には耐えがたいものがあつた。そのため彼らの暴動にもちかいマンディング虐殺は、NPFL 首領のテイラーでさえ止められないほどの勢いになったという (Ellis [1995: 182])。

クロマーはニンバ州での劣勢をみるや、マンディングの祖地ギニアへといち早く亡命した。1990年2月、彼はテイラー打倒をめざすマンディング系亡命者の団体、リベリア・ムスリム救済運動をコナクリで結成、そのカリスマ的な指導者となる。また91年には、シエラレオネに逃れていたドー政権期の盟友、クラン系亡命者の組織と連合して ULIMO (リベリア民主統一解放運

動)を結成、その軍指揮官に就任した。まもなく ULIMO はリベリア西部で NPFL との戦闘に入り、92年には ECOMOG と三つ巴の首都戦争をひきおこした。そして93年には、ロファ州をはじめマンディングゴ交易者の居留地でダイヤモンド、金、鉄鉱石の産出域でもある西部3州を NPFL から《解放》することに成功した。

しかし他方で、ULIMO は結成当初からマンディングゴ系ムスリムとクラン系の非ムスリムとの危うい連合関係のうえに成り立っていた。組織の主たる知的プレーンがクラン系だったのに対し、マンディングゴ系は実戦部隊の主力をなすという構造上の歪みもあった。しかも一方の民族リーダーであるクロマーが内戦をジハードとみなすイスラーム原理主義の過激な信奉者であったため、ULIMO は93年、まずクラン系の政治派とマンディングゴ主力の軍事派に分裂する。翌94年には政治派が指揮権を失い自然消滅するなか、軍事派がマンディングゴ系クロマー派 (ULIMO-K) とクラン系ジョンソン派 (ULIMO-J) に再分裂した。両者は旧 ULIMO が握っていた西部のダイヤモンド産出域をめぐる激しい交戦状態に入るのだが、95年後半からはクロマーが実質的に西部を《奪還》する。ライバルの ULIMO-J には新たな内紛がもちあがるなか、かくして ULIMO-K は内戦末期の96年までに、NPFL と並ぶ国内の二大ゲリラへと意外なる急成長をとげていた。

テイラーは内戦初期の ECOMOG 上陸により政権奪取のチャンスを目前で逃して以来、ECOWAS のたび重なる和平交渉に対して協定書の調印直後に前言をひるがえすという持久戦術をとりつづけた<sup>9)</sup>。だが「暫定政府の首脳も将来の大統領選で被選挙権を失わない」とする条項が協定書に付加された95年以後はその態度も一変し、新たに樹立された国家評議会 (Council of State) にクロマーとともに参画した。このころからテイラーとクロマーは他のゲリラ勢力を排し、自軍掌握地と兵力の優勢を頼みとした巨頭連合を組み始める。それまで敵対していた二人が内戦の推移とともに共有することになった目標とは、ドー政権期の遺物として将来の国政でも《真のリベリア市民》を自称しかねないクラン系武装勢力の弱体化にほかならなかった。それ

表4 リベリア内戦における主要ゲリラ勢力

(単位:人)

組織名		指導者	族系統 <sup>1)</sup>	兵力 <sup>2)</sup>
<b>【巨頭連合<sup>3)</sup>】</b>				
NPFL	リベリア国民愛国戦線	チャールズ・テイラー		25,000
ULIMO-K	ULIMO・クロマー派	エルハジ・クロマー	M	12,460
<b>【クラン連合】</b>				
LPC	リベリア平和協議会	ジョージ・ボレイ	K	4,650
AFL	旧リベリア国軍	ヘゼキア・ボウエン	K	8,734
ULIMO-J	ULIMO・ジョンソン派	ルーズヴェルト・ジョンソン	K	7,776
<b>【その他】</b>				
LDF	ロファ防衛軍	フランソワ・マサクウォ		750
NPFL-CRC	NPFL中央革命評議会	トム・ウォエウィユ	G	—
<b>【消滅組織】</b>				
INPFL	リベリア独立国民愛国戦線	プリンス・ジョンソン	G	(1992年10月解散)
ULIMO	リベリア民主統一解放運動	ロリー・セーキエ	M+K	(1993年6月分裂)

(注) 1) 各勢力の幹部層にみられる族系統。Mはマンディング系, Kはクラン系, Gはギオ系を示す。

2) 国連リベリア停戦監視団が1996年9月に報告した各勢力の自己申告による推計数値。

3) 巨頭連合およびクラン連合は, 1996年以降に顕在化した現象である。

(出所) 真島[1998]から作成。

はドー暗殺後に単独のゲリラ勢力へと類落した旧リベリア国軍の残党 AFL, またドー政権期の閣僚ボレイ (George E. S. Boley) によりクラン居住域で台頭した LPC(リベリア平和評議会), およびクラン出身のジョンソン (Roosevelt Johnson) 司令官に率いられた先の ULIMO-J の 3 組織である (表4)。

巨頭連合とクラン連合の対立の構図は, 1996年のモンロヴィア騒乱により西側の報道記者の眼にも明らかとなった。事の発端は, テイラーとクロマーが国家評議会の権限を濫用してジョンソンの逮捕を企てたことにあった。そのため, これに抗議する ULIMO-J の一部兵士が首都で暴徒化して主要施設

を襲撃する一方、市内の旧国軍兵舎に籠城するジョンソンの周囲にAFL, LPCなど他のクラン系ゲリラが結集する事態を生んでしまった。しかもテイラーとクロマーが《国家評議会軍》と称してNPFL・ULIMO-Kの合同軍を出動させたため、クラン連合との激しい銃撃戦が市街各地で展開され、数万人の一般住民が新たに難民化、確認されただけでも約5000名の死者が発生したのだった。

NPFLは内戦終結時でも国土の約4割を掌握し、最大勢力の座を保っていた。国連が1996年下半年に発表した各ゲリラの自己申告による兵力推計をみても、国内の全ゲリラ兵力6万のうちNPFLが2万5000、ULIMO-Kが1万2000と巨頭連合で過半を占めていたのに対し、クラン連合は総勢2万にとど

表5 1997年リベリア国民選挙における登録政党と大統領選立候補者

政党名 <sup>1)</sup>		党首・大統領選立候補者 <sup>2)</sup>	備考
☆与	NPP 国民愛国党	◎チャールズ・テイラー	旧 NPFL
1	UP 統一党	◎エレン・ジョンソン＝サリフ	
☆2	ALCOP 全リベリア連合党	◎エルハジ・クロマー	旧 ULIMO-K
☆	NDPL リベリア国民民主党	◎ジョージ・ボレイ	旧 LPC+旧 LDF
	LPP リベリア人民党	◎トバ・ナー・ティポテ	
	LUP リベリア統一党	◎クレタス・ウォターソン	
	LAP リベリア行動党		
	TWP 真正ホイッグ党	ルドルフ・シャーマン	アメリカ＝ライベリアン
	UPP 統一人民党	◎バックラス・マシューズ	
	RAP 改革連合党	◎ボイマ・ファーンブレー	
	PPP 進歩人民党	◎チェア・チェアポー	
	LINU リベリア国民同盟	◎ハリイ・モニバ	
	FDP 自由民主党	◎ファヤ・サー・ポリエ	泡沫政党
	NRP 国民改革党	◎マーティン・シェリフ	泡沫政党
	PDPL リベリア人民民主党	◎ジョージ・トー・ワシントン	泡沫政党

(注) 1) 政党名の冒頭に付した略号は、☆：旧武装勢力、与：選挙後の与党、1(2)：選挙後の野党第1(2)党を示す。なお、このうちドー政権期から存在した政党については真島[1998: 166]を参照されたい。

2) 党首名の冒頭に付した略号◎は、大統領選に立候補した党首を示す。

(出所) 真島[1998: 192]。

く規模だった。国民選挙に向けた政党登録もこの勢力配置のもとでなされ、クラン系勢力の地位が相対的に低下するなか二人の巨頭はそれぞれ自軍勢力を母体とする新政党の党首として大統領選に臨んだ。内戦に終止符をうつ国民選挙は97年7月に実施され、大統領選ではアメリカなど国際世論の支持を得ていた民間女性候補をおさえてテイラーが得票率75%と圧勝、議会選でもNPFLの後身政党NPP（国民愛国党）が上下院90議席中70議席を獲得した。そしてクロマーを党首とするALCOP（全リベリア連合党）はテイラー政権下の野党第二党におさまっていたのである（表5）。

## 第2節 移植された概念——市民・族・個人

### 1. マンディングと内戦

前節6で内戦期のマンディングの動向を追ってきた私たちには、ここで一つの問題が残されている。当初はULIMOの一司令官だったクロマーとその分派勢力にすぎなかったULIMO-Kが、最終的にはテイラーのNPFLと並ぶ二大勢力の一つにまで急成長をとげた背景にはいかなる要因があったかという問題である。この問いに対し第一に考えられるのは、各ゲリラ勢力による財源確保の争奪プロセスに着目した次のような答え方であろう。

ULIMOが台頭するまで、NPFLは主たる資金源として国内の潤沢な天然資源（鉄鉱石・ダイヤモンド・ゴム・木材）の産出域と輸送ルートを手の中に入れ、海外の企業と非合法取引を続けることができた。戦闘用の武器も隣国コートダイヴォワールのダナネ市経由でNPFL支援国のブルキナファソやリベリアから定期的に調達された（真島[1993], [1998: 161]）。だが93年以降、NPFLは最重要の輸出品目であるダイヤモンドの産出域、西部3州をULIMOに奪われた<sup>90</sup>。そして当のULIMOが翌94年に決定的な分裂をきたし、以後は西部ダイヤモンド権益の相続戦に勝ち抜いた分派勢力ULIMO-Kが、組



織としてそのまま飛躍をとげていったという説明のしかたである。

だが内戦の下部構造にこの種の斬新な分析のメスを入れたレノも指摘するように (Reno [1996], [1998: chap.3]), リベリアの事例には、単に内戦7年半の資金の流れを追っただけの近視眼的な視点では把握しきれない要素が残る。それは、私たちが前節を通じてみてきたリベリア国家史におけるマンディンゴの位置づけに連絡した要素にはかならない。

おそくとも20世紀初頭以来のリベリア国家史で、マンディンゴは《ギニアのよそ者／マンデ商人／ポロに加わらないムスリム》などの文化的ステイグマを土着住民からも入植権力からも負わされてきた。だが20世紀末の内戦に登場した民族リーダー・クロマーは、こうしたマイナスの表象をまさに表象のままプラスへと転化し、族表象にひそむ連帯の喚起力そのものを内戦の人員・財源確保に利用した。第一に彼自身が《ギニアのよそ者》である《クロマー家の息子》は、マンディンゴの祖地ギニアに強力なコネクションをもっていた。むろんギニア側の彼の支援者とはスス (Susu) 族出身のコンテ (Lansana Conté) 大統領その人でなく、セク・トゥーレ (Sékou Touré) 時代から権力中枢にとどまってきたマリンケ系の政治家たちだった。この《マンデ連帯》に訴えることで彼はまずギニア政府——とくに当時の内相——から主たる財政支援と武器調達を得た。第二に、彼はセネガル南部のカザマンズ分離主義グループにもマンデ連帯を呼びかけ、植民地化以前の長距離交易の伝統にもとづくネットワークを内戦の物資調達に利用した (Reno [1998: 103], Ellis [1998: 164])。第三に、これら一連の《ギニアコネクション》《セネガルコネクション》以上の広がりをもちえたのが《イスラーム連帯》だった。クロマーにはアラブ湾岸諸国から多額の財政支援があったといわれてきたほか、たとえば内戦初期にナイジェリアのムスリム団体が当時のババンギダ軍事政権を通じて、ECOMOG にイスラーム系ゲリラへの攻撃を控えるよう勧告していたとの情報さえ伝えられる (Huband [1998: xxi])。

これと同じ視点にたてば、ダイヤモンド産出域をめぐる NPFL と ULIMO-K の争奪過程にも、やはり《ギニアのよそ者》をめぐる正負両面の歴史的

なメカニズムが深く作用していたといわねばならない。リベリア西部内陸、なかでもギニア、シエラレオネ2国と国境を接する最北のロファ州では、国境をまたぐインフォーマルなダイヤモンド取引回廊がマンディング商人の手で内戦以前から確立していた。ロファ州側の交易者は、国境の向こう側で採掘されたダイヤモンドをこの回廊を通じてリベリア国内へもたらし、それを内陸から沿岸へと搬送したのちモンロヴィア自由港から輸出するシステムを築いていた。

内戦初期のテイラーが資金調達のため注目した地域の一つもこのロファ州だった。ある意味ではマンデ連帯のネットワークをもつ《よそ者》だからこそ確立しえた取引回廊であるにもかかわらず、テイラーはまさに《ギニアのよそ者》《ドーの支援者》という口実で彼らを回廊から一掃するため、同州に自軍の特別攻撃隊を派遣した。そして1990年末までに州の主要拠点をことごとく制圧下におき、ダイヤモンド利権の奪取に成功したのだった。

一方、内戦後半期にクロマーが率いた ULIMO-K は、マンディングのほかにゴラ、ヴァイ、バンディ (Bandi)、キシ (Kissi)、ロマ (Loma) など、大半が西部の民族出身者から構成されたゲリラ組織だった。ロファ州を故郷にもつクロマーは、とくにギニア国境一帯に居留するマンディング系住民を強力に組織化した。それは単に彼らを兵力として動員するという以上に、テイラーの拡大侵攻で分断・破壊されていたマンディングの物流回廊を再建する意図に裏づけられていた。クロマーは平常コナクリに滞在して回廊の再建作業を監督しつつ、最終的にはギニアの国家セクターからも資金を吸収することに成功した。その結果、たとえば1995年におけるギニア共和国のダイヤモンド輸出量は前年比で実に40%の下落を示すことになったのである<sup>10)</sup>。

ところで、単に《ULIMO-K が急成長した要因》などリベリア内戦7年半の激動に比すればささやかな挿話にすぎず、しかもそれは国内利権の重要な一部を特定のゲリラが奪取したという素朴な事実で大方の説明がついてしまうと人は思うかもしれない。しかし同じ事実をもとに私たちが見いだす第二の視点とは、リベリアとギニアの間で、あるいは市民とよそ者のはざまで少

なくとも20世紀全体を通じて揺れ動いてきた族集団と国家の歴史そのものが、世紀末の一ゲリラの財政動向にまで確実に刻印されているという視点である。それはちょうど、内戦初期におけるテイラーの国土掌握プロセスが性急な観察者の目には《残虐な個人による野心と暴力の産物》としか映じず、またそのように報じられてきたにもかかわらず、実のところそれはロファ州にかぎらず、国家権力の庇護のもと第二次大戦後のリベリア全土に急速に張りめぐらされていったマンディング物流ネットワークの意図的な破壊と流用のプロセスにはかならなかったことを見いだすような、深い歴史の読み換えを可能にする視点である (Richards [1995: 153-157])。しかも当時のテイラーにはアメリカ＝ライベリアン系、レバノン系財界人からの積極的な財政支援があった。マンディング系資本が過度に優遇されたドー政権期を通じ、前者は《真のリベリア市民》から転落した非土着民として、後者は法的にも《リベリア市民》から排除されてきた非黒人種として、いずれも市民からの周辺化を余儀なくされた存在だった点に私たちは注目したい。いいかえれば《マンディング》にしる《アメリカ＝ライベリアン》や《ギオ》にしる、あるいは《クラン》連合や《レバノン系》実業家にしる、内戦を人が民族対立の言葉づかいで容易に語りうるとすれば、それは何らの制度的背景をも下地としない純粋な対立の平面が実在するからではけっしてない。逆にあくまで国民国家——とりわけ市民共同体としての共和政体——の制度的枠組みに限界づけられた言語空間の内部で語られるかぎり、初めて族という概念の説明能力が歴史的に保証されてきたからなのである。内戦の対立を構成する《主体》として報じられた《クラン》《ギオ》《マンディング》などを、ここで試みに任意の族集団 P, Q, R と呼びかえてみよう。族集団の実体性に何ら疑いをいだかぬまま内戦の対立を単純に語りたければ、それは P 対 Q, Q 対 R, Q 対 RP 連合のような二次元上の水平関係で事足りそうにみえる。だがこの場合の P, Q, R がいずれも国家に境界づけられた言語空間の内部で初めて意味をおびる《主体》であるとすれば、それは単なる水平的な対立でおさまるはずもなく、それらを上部から包摂する国民国家システム S との関係から

歴史的に創造され生成した《主体=族》として、S対P、S対Q、S対PR連合のような垂直関係をあらかじめ個々の《主体》が内包したうえでの《民族対立》となるはずである。いわばそれは関係の関係性とでも呼ぶべき主体間の配置であり、そうした配置を語りうるための言語空間こそ、リベリアではまさしく《市民》なる概念をめぐる歴史的に形成されてきた言語空間であるものと私たちは推定する。以下でこのことを理論的に検証してみよう。

## 2. リベリア内戦と《市民》

20世紀末のリベリアで生じた内戦には、市民の規定と解釈に長らく問題をかかえてきた国家史それ自体の代価ともいえる側面があった。19世紀の建国以来、市民の暴力的な語用をもとに確立した入植者の少数支配、また同じ語用の暴力をクラン偏重主義の意匠に代えて継承したドー政権期をへた時点で、部外者からみればいくぶん奇異にうつる、だが当のリベリア国民にとってはきわめて切実であるはずのひとつの問いが生み落とされていた。それはいわば《この国ではこれからいったい誰が真の市民に“近づく”のか》という問いかけである。なかでもマンディングは、国家史を通じつねに《市民》の両義的な余白にとどまってきた。彼らが時に応じて市民とよそ者の間を揺れ動いてきたように、彼らに対する国家の視線もまた、同盟者とよそ者の間を揺れ動いてきた。国家史におけるこの揺れは、翻っていえば国家の内と外とを峻別する境界の、つまりは国家の自己定義そのものの変容プロセスに照応していたことになろう (Konneh [1996])。たとえば西側の報道を通じたゲリラ指導者の発言でも、《マンディング》や《クラン》《ギオ》《アメリカン》などのエスニックな言葉づかいが《市民》《国民》系統の語彙と頻繁に混ざりあいながら用いられてきた。それゆえ彼らのこうした語用は、《族》の神話的起源にもとづく何らかのノスタルジーを語るためではなく、むしろ一定の境界をもってイメージされたこの国家という擬制的な空間のなかで、これまでどの族が《真の市民》としてその中心を占め、逆にどの族が

《二級市民》や《非市民》として周縁化されてきたかを語る、いわば《市民に“近づく”距離》を測定する言葉づかいだったことに私たちは留意したい<sup>29</sup>。

第二に、リベリア内戦は族や市民をめぐる言葉づかいのかたわら、強烈な個性をもった個人の姿がひとときわ目についた紛争でもあった。ある研究者はこの特質に着目し、アフリカ諸国で過去に生じたゲリラ戦のなかでもひと握りの軍事エリートが国内に割拠する武領 (warlord) タイプの典型こそ、このリベリア内戦だったと指摘する。とくにテイラーのごとき個人は「古典的な武領」(Clapham [1998])——《warlord》はかつてイギリス社会人類学で未開社会の戦争首長を意味していた——とさえ評された。また別の研究者は、ゲリラ指導者による《族》の語用を《個人の野心》に還元した説明を試みる。すなわち、リベリア内戦の対立は途中からエスニックな実質さえ失い、ひと握りの野心的なエリートに翻弄されるがままになっていった。それゆえ、これらの野心家が特定の民族名をラベルに利用して自らの立場をマスメディアで表明したとき、その語りこそがエスニック集団間の疑惑を生みだし、やがては民族対立の実質を帯びてくるという前後関係をとり違えてはならないという説明のしかたである (Ellis [1995], [1998])。

内戦当事者の語りから《族》のフィクションを検出した点で、たしかにこうした指摘には事実関係に対するそれなりの説明能力がそなわっている。ULIMO-Kが《マンディングゴ系》ゲリラで、その首領クロマーが《生粋のマンディングゴ》だとしても、実際の兵員がマンディングゴ以外のさまざまな民族出身者から構成されていた点は先にもふれた。テイラーが内戦のある時期には《ギオ族》の、ある時期には《アメリコ＝ライベリアン》の権利を擁護するプロパガンダを述べたとしても、現実のNPFLは単に多民族というばかりか、シエラレオネ、ブルキナファソ、ガンビアの戦闘員をふくむ多国籍組織であったことも知られている (真島[1998: 160], Reno [1998: 92-93])。また、そもそも《アメリコ＝ライベリアン》とはいうが、解放奴隷の入植からすでに150年を経た内戦期にいたるまで厳格な婚姻慣習で血統を守ってきた純粋な入植者の子孫など今日ではきわめて少数であることも、思えばむしろ自明

に属する事実であろう (Hart [1995: 206-209])。

しかしながら、これらの《族》がたとえ発話者個人の野心から発した虚構の産物であったとしても、この種の指摘は、ならばなぜ《創られた族》の言葉づかいが《市民》や《国民》のそれと共存しつづつ、社会表象として同等の喚起力をオーディエンスに与え、結果として悲しむべき戦禍をもたらしてしまったかを十分に説明しない。この点に思いいたった私たちは、さらに別の問題にも直面する。族の語りをアイデンティティー・ポリティックスやエスニック・ラベルの議論に還元する発想にとり、一見戦争ほど理説の展開にふさわしい対象はない。なぜなら戦争という脈絡では《敵／味方》の弁別が文字どおり個々人の生死を分ける問題となる以上、他のどの脈絡にもまして《アイデンティティーの選択》なるものが論じやすくなるからである。同じく、日常の社会生活に《個人の主体的戦略》を見いだすアメリカ社会学流のコンフリクト・セオリーにとっても、戦争という脈絡では当の《戦略》が学問的なメタファーの次元をこえたりアリティを帯びてくるだけに説明も明快となろう。だが、仮に戦争という状況下におかれた《主体》があたかもクロゼットからその日の衣裳をその日の行動戦略にあわせて手に取るようにアイデンティティーと戦略を選び、族と市民の言葉づかいを語っていけるのなら、そうして語られた族や市民になぜ人は——語りの《主体》である当のゲリラ指導者でさえ——自ら呪縛され、いわれなき戦禍にもっぱら翻弄されねばならないのだろうか。また《族》が特定の歴史や語りを通じて《創られた主体》であることを私たちが認めるなら、その族を《自由な戦略》のもとで語るという当の個人もまた、素朴な実在性に裏づけられた主体などではなく、やはり特定の歴史や語りのさなかで生産＝再生産された《創られた主体》であると疑う余地はないものだろうか。

むしろ私たちが問題としたいのは、内戦でひと握りの《個人》が《族》や《市民》の言葉づかいにより住民の大量動員に成功したという、それ自体疑いようのない事実と国家システムとの歴史上の関係である。たとえば克蘭《族》を偏重したドーという《主体的な個人》の政権期に、国民のあいだで

は彼の民主主義がデモクラシーなどではなく《ドーモクラシー》だという揶揄がささやかれていたように (Binitie [1997: 16]), 族と個人は近代民主主義の根幹にある主体概念《市民》を介して何らかのしかたで相互に連絡している。そこで私たちは次の二つの問いを設定することにしよう。第一に、族・個人・市民という三概念が西アフリカ近現代史ではいかなる起源をもち、そこからどのような関係が派生したのか。第二に、族と個人を媒介する《市民》がそもそも概念としては何を意味し、また共和政体を奉ずる国民国家の歴史がそこにいかなる語用をもたらしたのか。私たちはこの二つの問いへの回答を以下で順に試みたのち、最終的にはリベリアの国家史それ自体がひとつの悲しむべき例証を与えている、市民概念の語用にまつわる本質的な限界を指摘する。

### 3. 仏領西アフリカと《市民》

リベリア共和国で——そしておそらく共和政体をかかげる他の西アフリカ諸国でも——市民規定をめぐる解釈の場には長らく《個人》と《族》の奇妙な交錯がみられてきた。通常《市民であること (citizenship)》とは、国家の構成員である諸個人が国政参加、土地所有、公職ポストなどにかかわる種々の権利 (civil rights) を保証され、かつ国防参加などの義務 (civil service) を負う状況をさす。つまり本来なら、国家に属する諸個人の権利義務体系を規定するはずの《citizenship》が、リベリア国家史ではむしろ族の次元で争点になり、それがあたかも特定の族集団の権限を主張し、あるいは否定するために用いられてきた事実に私たちはまず注目したい。そのうえでリベリアの事例を西アフリカ近現代史の脈絡にあらためて投じてみると、私たちはたとえば今日のフランス語圏諸国、かつての仏領西アフリカの事例とのあいだにひとつの興味ぶかい歴史の符牒を見いださずにはいない。それは一方のリベリア国家史で市民規定の解釈にみられてきた族と個人の交錯ぶりと、他方の仏領西アフリカ史で市民・族・個人の三概念が植民地統治を通じて互いに

交錯しつつ成立した事情とのあいだにうかがえる、ひとつの符牒である。

仏領西アフリカの歴史をただちに検討する前に、この二つの事例を比較対照する私たちの作業の正当性をあらかじめ簡略に権利づけておこう。まず1847年の独立に際して制定されたりベリア共和国憲法は、すでに述べたように当時のアメリカ人憲法学者が入植推進団体の依頼で合州国憲法を忠実に模して起草したものであった。すべての黒人種が市民権をもつと規定した第5条は、それゆえ人民主権の政体と三権分立にもとづく近代成文憲法の理念が初めてアフリカ大陸に移植された事実を本来なら体现するはずのものだった。ところでこれにおよそ半世紀先だつ西洋世界では、ロックの市民思想に影響されたアメリカの独立宣言が1776年に採択され、その理念がまもなくヨーロッパへ飛び火して1789年のフランス人権宣言に継承されていた。後者の人権宣言もルソーの市民思想に深い影響をうけていた点はいうまでもない。そして最後に、人権宣言の理念をもとに19世紀西欧で確立した国民国家システムは、やがて帝国主義への変質をともしつつ海外領土の統治にも適用された。リベリア共和国憲法の制定から半世紀の時をおいた1895年、フランスは植民地向けの排他的な市民規定を携えて仏領西アフリカを創設し、同じ西アフリカの地に市民概念を移植したわけである。かくしてリベリアと仏領西アフリカの市民概念を比較する私たちの作業は、17～18世紀の西洋で発生した市民思想の移植を介し、リベリア・アメリカ・フランス・仏領西アフリカのそれぞれを結びつけてきた歴史の円環をその末端で閉じることになるのである。

さて、仏領西アフリカの創設令が発布された時期のフランス本国では、18世紀の市民革命以来しだいに理論化された市民共同体としての国民国家《ナシオン Nation》の実践主体が二つのレヴェルで想定されていた<sup>83</sup>。すなわちそれは集団レヴェルでの《人種 (race)》と、個人レヴェルでの《市民 (citoyen)》である。この二つの国家主体が普遍性をおびた概念であるからには、それはあくまで自国の海外領土にも適用可能でなければならなかった。フランス特有の同化思想と市民概念の移植をめぐる複雑な問題系は、まさに



この地点から発したことになる。概念の移植先が、たとえそれまで歴史も国家も個人も不在とされていた暗黒大陸アフリカであれ、そこも植民地帝国＝ナシオンに帰属した瞬間から荣誉ある世界史の運動を始めねばならない。暗黒の土地にひしめく匿名の獣群に世界史をもたらすには、帝国への帰属が運命づけられた存在としてそれなりの——蛮族の発展段階にかなった——集団と個人を見いだしてやる文明の責務がある。こうした理念からフランスが西欧流の《人種》と《市民》の代わりに西アフリカで見だし発明した《歴史主体》のいわば萌芽こそ、ほかでもない《族 *tribu*》と《臣民 *sujet*》であった。

西アフリカにおける二つの《主体の萌芽》の発明が同一の統治技術に由来していたことを例証する政策として、私たちは当時フランスで《原住民政策》と呼ばれた広義の間接統治の手法をあげることができる。軍事平定作戦で得られた一定の領土を前に、それはまず族の区分に沿った境界線——ただし区分と境界が正確か否かは派遣軍人の関心になかった——を地図上に記して行政単位を設定し、それと同時にアフリカ初の世界史的個体となるべき《原住民首長》を匿名の群衆から抽出し、個々の行政区画に配置した<sup>64)</sup>。創られた《族》はやがて徴税用の人口調査票の数値で整然と実体化され、創られた《個人》の方も《首長の特徴記載カード》と呼ばれた一種の身分証書で各人の個人名と出身部族をもとにファイル化された。この時期の一連の行政文書は、それゆえ単に《族》だけでなく、ナシオンを構成するもうひとつの近代的《個人》——本章冒頭の引用を借りれば「分数があってはならない」よう実体化された個別主体——の生成にも確実に寄与していたことになろう。19世紀国民国家＞植民地帝国のシステムは、いわば人種＞族、市民＞臣民という二つのレヴェルにおける主体形成の運動と表裏一体の関係にあったのである<sup>65)</sup>。

このうち個別主体の《市民》に関し、仏領西アフリカの住民は植民地化の過程で《市民／臣民》の区分をもとに法的な規定をうけた。フランスはすでに1848年の奴隷制廃止に際して名目上は海外領土の住民を《フランス市民》

と規定していたが、その後インドシナやマダガスカル等の《比較的開化した》住民とアフリカの《蛮人》とを植民地法で同列に扱う代わりに、後者には《臣民》の特別規定を重視するようになる。臣民とは当時のフランス刑法における市民保護権が剥奪され、強制労働や原住民特別処罰法の対象となるまったくの隷属民を意味していた。フランスはその一方で先の《首長》を臣民の群れから個体抽出し、彼らを来るべき《フランス市民》の筆頭候補として植民地の行政ヒエラルヒーにとりこみ、その子息にはフランス語と初等教育を施す原住民首長学校を用意した。アフリカの地で最初は臣民のような下等な住民しか識別できずとも、文明化の到達点にはあくまで植民地帝国下の市民が想定されたためである。ただし西アフリカにおける市民権認可の条件は他の海外領土に比しても格段に厳しいものがあり（ローラン・ランビュエ[1937]）、第三共和政末期の1937年時点でさえ、領内の住民登録人口約1500万のうちセネガルコミューンの例外を除けば、市民の法的承認を得たアフリカ人はわずか2000～2500名にすぎなかった。

第二次大戦後の1946年、フランス第四共和国はフランス連合のもと、憲法で海外領土の住民によく市民権を認めた。仏領西アフリカでも臣民の強制労働は同年に廃止され、その刑法上の扱いも刑事裁判所へと移管した。だが住民は必ずしもフランス民法の適用を要さない《地方市民》と規定され、依然として《フランス市民》との峻別が図られた。選挙権の取得についても56年の基本法制定までは複数の条件が課され、フランス市民からなる《第一有権者》とアフリカ地方市民の《第二有権者》の団体区分がなおも選挙人名簿の枠を決定していた。人権宣言の高邁な理想とはうらはらに、西アフリカへ移植された市民概念はこうして《市民／臣民》から《フランス市民／地方市民》へと形を変えつつも、独立期の直前までたえず排除の論理を産出＝再産出しつづけたのだった。

ところで市民概念を介したこの排除の植民地史は、リベリアの市民規定にみられた排除の歴史と酷似しているとはいえないだろうか。いくぶん視野を広げるなら、たとえばウガンダ人研究者マンダニは植民地期アフリカにおけ

る《市民》概念移植の史実を念頭におき、その変容過程を四期のプロセスモデルで概観している (Mamdani [1996: 19-21])。第一の植民地期、市民社会はレイシズムに彩られた西洋人の手でアフリカへ移植された。この時期の市民とは植民地都市にくらす白人の小社会を意味し、村落部の大多数の黒人臣民 (subject) は間接統治を通じて族化 (tribalize) された。だがこの時期には市民にも臣民にも属さない黒人労働者の中間層が都市部に出現した。第二次大戦後の第二期に生じた反植民地闘争は、市民と臣民のはざまにおかれたこれら都市部の黒人労働者が市民権を獲得し、植民地システムの内部で《土着の市民社会》を形成するプロセスにあたる。そして第三の独立期、アフリカにはたしかに国民国家が生誕したが、植民地期を通じて蓄積された権利の不平等はそのまま市民社会の内部へと埋め込まれ温存された。つまり市民と臣民の対立が国家システムとしては減じた代わりに、地域・民族・宗教などさまざまな再分配のラインに沿った新たな対立に変質しつつ市民社会の内部に移行した。そして第四期にあたる今日のアフリカ諸国で、市民社会は幸福な生誕を迎えているどころか、主として族化された対立と排除の運動から脱しきれぬまま自壊し、国家ナショナリズムの強権の時代にいたっているというモデルである。

このモデルを私たちの問題意識に沿っていかえてみよう。19世紀の西欧がアフリカに移植した《世界史の推進主体》の萌芽は、集合的な《族》であるとともに《個人=臣民》でもあった。そしてそれらはいくまで《国家主体》の萌芽として移植されたかぎり、独立後のアフリカ諸国に《族》と《個人》が奇妙に交錯する《市民》の語用をもたらしてしまった。しかもマンダニが指摘するように、《黒人／白人》の境界に沿った植民地期の市民規定が独立後はおもに族の境界に沿った排除の論理として社会に埋め込まれたとすれば、それは20世紀末のリベリアに勃発した《真の市民に近づく》ための攻防がもっぱら族と市民の言葉づかいで国民の大量動員を促しえた事実の遠因を明かしていることにはならないだろう。

なるほどリベリアの場合は19世紀中葉に独立を果たした共和政体下の市民

だったのに対し、仏領西アフリカの市民はあくまで植民地体制下の産物だったという違いはあろう。しかし市民の史的淵源がいずれも19世紀の西洋に確立した国民国家システムの移植にあり、移植時点での市民が文明を自称する外来の入植者集団をさしていた共通点は否定できない。白人植民者のごく一部の《開化民》をのぞく大多数の住民が仏領西アフリカでは市民規定から排除されたように、リベリアでも沿岸入植者をのぞく全住民が第二次大戦後まで市民の適用対象から除外されていた。他方、二つの事例の間には市民概念の変遷をめくり数十年のタイムラグも看取されよう。最初の移植についてはリベリアの方が約半世紀早かったものの、植民地的な排除の論理はそこで長期にわたり存続した。旧仏領西アフリカ諸国が独立をみた第三期にいたっても、入植者の子孫であるタブマン期のリベリアでは事実上マンダニのいう第二期にちかい市民規定の名目的な是正がなされたただけだった。その後入植権力の支配が1980年に崩壊したとき、リベリアは初めてマンダニのいう第三期をむかえ、憲法の条文にかなう真の共和政体へ向かう可能性をおびはじめたといえるだろう。だが他の西アフリカ諸国に比して第一期、第二期に相当する期間があまりに長かっただけに、第三期から第四期へとしだいに深化していくはずの族の対立がリベリアでは暴力的なまでに噴出、わずか10年で内戦に突入した。移植された市民概念が当初の理念に反し、西アフリカへこうした排除の論理をもたらしたとすれば、それは単に黒人入植者の暴力を経験したリベリアに、または植民地の不幸を経験した仏領西アフリカに、つまりは西アフリカ近現代史に特有の事情によるものだろうか。また移植先の西アフリカにかかる暴力をもたらした市民なる概念は、西欧由来の社会原理として本来何を意味していたのだろうか。

#### 4. アフリカ市民社会論の隘路

市民概念そのものをめぐる先の第二の問いについて、私たちはまず今日のアフリカ研究者にみられる市民の語用にふれ、それとの対比から自らのとる

立場を鮮明にしておきたい。

欧米のアフリカ政治学研究で1980年代から急速に力をえてきたディスカールのひとつに市民社会 (civil society/société civile) 論がある。市民社会という語彙に研究者の目が向くようになった背景には、20世紀の世界史が懐胎した種々の形態のナショナリズム、国家崇拜、国家統制主義の地盤がグローバルな規模で大きく揺らぎはじめた世紀末の時代潮流、わけても東欧における国家社会主義の崩壊という事件史があったことは疑いをいれない。従来の政治学にみられた国家中心の視点を市民の方へと鮮やかにパラダイム・シフトさせたフランス人研究者バヤールの論考が86年に英訳されて以来 (Bayart [1986], [1992]), 国家権力への抵抗の主体を市民社会に見いだすという新たなパースペクティヴが、とくにアメリカのアフリカニストのあいだで流行した結果のディスカールである。

これまで多くの文献に引用されてきた当のバヤールによる市民社会の定義を英訳版の表現 (Bayart [1986]) をもとにまとめれば、その要点はさしあたり以下の三点となろう<sup>66</sup>。

- (1) 市民社会とは、国家 (state) と対抗関係にあるかぎりでは国家と関わりをもつ社会であり、自らが国家に対立しているという自己意識をもつかぎりでは存在する。アフリカ諸国で独裁が進行している現実には、市民社会の不在により説明が可能である。
- (2) 市民社会の現実の形態は複数的である。市民社会とは人間のもつ創造力が試され、歴史の諸力により形成される社会空間 (social space) を意味するのだから、現実の事例にそれが適用される際には原理的にあらゆる種類の実践をカバーしうる。
- (3) 市民社会は、《民主主義》や《人権》の概念と同じくヨーロッパ政治史の産物である。だが、歴史の先例に必ずしも従うことなくアフリカで新たな市民社会を発明しつつある人間の能力と可能性とを、われわれは過小評価すべきでない。

私たちは以上三つのポイントそれぞれにみられる市民社会の語用に、ある

原理的な危うさをおおえずにはいない。まず(1)の論点は、国家権力と市民社会の弁別、および両者の対抗関係を明示したものである。独立から数十年をへたアフリカ諸国で一党支配や専制が横行し、民主的な国民国家の形骸化がいよいよ明白となった1980年代の情勢をうけてバヤールはいう。イギリスや彼の母国フランスでは、国民国家も市民社会との健全な闘争から育成されてきたのに対し、アフリカではナショナリズムにより市民社会が統制され否定されることで、逆に国家権力が確立してきた。そして今や自らが資本主義的な生産関係の創造者、唯一の支配的な経済主体となるまでに膨張した国家権力は、市民を既存の支配空間の内に登録し、彼らに服従を強いている。しかし国家による全体化プロセスのさなか、逆に国家に抗してその権力に歯止めをかけ脱全体化を企てる民衆行動の事例も各地に見いだせる。バヤールによれば、民衆によるこうした脱全体化のプロセスこそ市民社会の息づく新たな社会空間となる。彼に同調するアフリカニストもこの発想の転換に支えられ、国家と社会の関係を語りうる新たな用語、市民社会に意義を見いだしていった。すなわち国家は分析上も経験上も《社会一般》とは異なる存在であり、特別な政治機能を担う市民社会はその国家と《社会一般》を架橋する存在である。アフリカ諸国で形骸化した民主主義の規範を新たに設置する目標のもと、それはさまざまな形態で結集した市民参加のモデルとして、少数のエリートによる権力交渉のモデルと対置されたのだった (Harbeson [1994a])。

だが私たちがこの論点について問題とみなすのは、国家と市民社会の対立を強調するためにあらかじめなされた両者の過度の切断である (cf. Bakary [1992: 37-41])。後でふれるように、国家と市民社会を概念として分離しつつ後者に前者への対抗性を見いだす視点は西洋政治思想の独自の展開から派生した国家観のひとつであり、たとえこの立場をとる場合であれ市民社会論の前提にはあくまで国家の枠組みがあることに変わりはない。つまり市民社会は国家権力に抗しつつも、国家を形成=再形成して政治システムを是正し、最終的にはそれを正当化さえる《主体》となる。逆に国家の枠組みから完全に遊離した地点では自らをめぐる立論自体が自動的に無化される、市民や

市民社会とはそうした《主体》である。バヤールは一方でこの論理的な前提について読者に注意を促しつつも、他方ではもっぱら市民社会サイドの《下からの》抵抗を説いたため、論者のなかには《citizenship》や《civil society》の概念がもはや国家を前提とする説明形式からは何も得るものがないとする指摘 (De Boeck [1996: 93]) さえ現れた。ただ、それほどまでに国家の拘束から解かれた自由な市民の姿であるのなら、たとえばなぜ同じ市民の語用をめぐり同時代のリベリアでは内戦が勃発したのだろうか。私たちはいわゆるアフリカン・ペシミズムをことさらに反復するものではないが<sup>507</sup>、さりとて市民が国民国家の枠を前提とした概念であるかぎり、それが既存の権力への抵抗の契機を担うという事実の一半を認めたととしても、同時にそれがあたかもナショナリズムの発生する圏域から完全に遊離した社会空間に生息し、国民の一体性なる想念とも決して連絡しないかのように主張することはできないのである。

次に(2)の論点は、市民社会があくまで分析上の概念であり、その実現には人間の多様な創造と発明の能力、つまりは主体性が深く関わっていることを示す。そのためこのテーゼをうけつぐ西側の研究者は、かつて植民地帝国が文明のチャンピオンとしてアフリカに歴史主体の萌芽である臣民と族を見いだし認定したように、今や民主主義のチャンピオンとしてアフリカ諸国のさまざまな組織や領域——農民、女性、宗教教団、労組、インフォーマルセクターなど——に創造的な主体としての市民を見いだし認定するようになった (Harbeson et al. eds. [1994])。だがこうした発見学的な手法に対し、私たちは二つの問題を指摘しなければならない。その第一は市民の主体性それ自体にかかわる問題である。人間の主体性と民主主義の新たな発明を顕揚するバヤール理論の根幹にあるのは、民主主義の中核に位置する《citizenship》に個人の主体性と権利への肯定を見いだす、西欧近代に典型的な主体論理の組み立て方である。それゆえ、たとえばアイデンティティー戦略の視点をもとに主体の創造性を顕揚する一部のポストコロニアリズム批評の議論がバヤールの主張を積極的に吸収したとしてもさほど奇異ではなかろう。《アイデン

ティティ・シフトを多彩に即興するポストコロニアルの政治学と文化戦略》式の議論が呈示したアフリカの《低い政治学》や《権力とのたわむれ》などの論点は、まさにバヤール理論のソフトな変奏とでもいうべきものである (Werbner [1996], Chabal [1996], De Boeck [1996])。だが同時にここには、最小コストで最大利潤を追求するというかつての経済学的合理主体、またはウェーバー流の社会学的合理主体とも通底する、いわば文化論的合理主体のような何かが生み落とされてしまっている。

個人の主体性に素朴な信頼をよせる姿勢は、さらに現実への理論の適用をめぐる次の第二の問題との関わりからその真価が試されねばならない。バヤールがいうように原理上はあらゆる種類の社会実践に市民社会を見いだせるとすれば、ひとつには当の市民社会なる概念を研究者が一種のメタファーとして濫用する危険が予想される。しかもそこには、単に対象の恣意的な選択という以上に市民の主体性の根拠そのものに対する理論上の危機も潜伏する。市民社会論者はアフリカの民主化をアカデミズムの立場から援護するべく、そこに《新たな市民社会を見いだす》という。しかし植民地期の《族》にしろこの《市民社会》にしろ、主体の実在をめぐる素朴な信念から《すでに存在する無告の主体を当の主体に代わり見いだし語ってやる》という視点はこれまでつねに外部からの視点であって来た。あるいはこういってもよい。ちょうどリベリア内戦の現況を報ずる西側のプレス記事が、個々のゲリラ指導者にまつわる情報を陸続と世界に送信することで、まさにそうした外部のディスクールのさなかから《内戦の主体》が境界づけられ生誕してきたように、あたかもすでにそこに存在していたかのような主体とは、実のところそうした外部の語りによって境界づけられ創出された《主体》以外の存在ではない<sup>108</sup>。ひとつの逆説ではあるが、市民社会の主体性を見いだしていくという作業は、ほかでもないその《見いだす》という身ぶりにより、主体という特段に西洋的な概念がつねにその外部から生産され補強されてきた事実を自らが例証し反復してしまっている。《アフリカの主体》は依然として特定のイデオロギー作用、ディスクール作用、またはその双方により外部から構築



されつづけている<sup>69</sup>。その点、外部の視線がアフリカに見いだしたという市民社会の多くが現実には《civil society》を自称していない事実は、思いのほか示唆的なものかもしれない (Harbeson [1994b: 293])。アフリカという大陸で、一方では市民を自称しない社会運動が民主化の可能性をひめた市民社会として外部から祝福されているとき、一方では現に《市民》という言葉の解釈から生じた別種の社会変動が不幸な内戦へと一気に突進してしまう事態、これはいったいどうしたことであろうか。

市民社会という概念の普遍性を指摘した最後の(3)は、おそらくバヤールの議論を根底から支えるテーゼである。彼によれば、民主主義や人権の概念はたしかに西洋政治史の産物で、植民地化以前のアフリカが共有しなかった《個人》の観念を価値づけるものだという。さりとて彼によれば、これらの概念を現代アフリカに適用する作業が疑わしくなるわけではない。むしろこうした外来の輸入物は植民地期と独立を経て、今やサブサハラ・アフリカの政治文化に統合されたからだという (Bayart [1986: 109-111, 117])。逆に市民社会の概念を非西洋世界に適用することの危険を訴える類の議論は、異文化間の研究交流を阻害する悪質な文化相対主義として以後の論者に断罪されることにもなった (Azarya [1994: 87])。

バヤールを継承する考察のなかには、アフリカの植民地化と市民移植のプロセスに留意する視点もたしかに若干はみられてきた。ヤングは、植民地期アフリカで市民社会の発生が長らく阻害されてきたのは臣民をめぐる法的規定のためであり、臣民がそこでは強制労働の一単位と化した点を正当にも指摘する。だがその結論とは、こうした圧政こそがアフリカの潜在的な市民社会を解体してしまったというものである (Young [1994: 38])。植民地法で明文化されていた市民規定を知りつつも、彼はなぜ我流の定義による《潜在的な市民社会》を《見いだす》ことに専心するのだろうか。またシャバルは、現代アフリカ国家が歴史的には植民地のシステムを土台として成立し、市民社会の内部から有機的に醸成されたものではない点をやはり正当にも指摘する。だがその結論とは、現代アフリカでは国家以外のものが市民社会となり、

国家へのアクセスをもたない人々がそのメンバーになってしまったというものである (Chabal [1986: 13-15])。この指摘の理論的な誤りとは、一種の排除の論理に気づきながらもそれを生みだしたはずの法的な市民規定をバヤール流のメタファー《市民》へと無意識にすりかえ、言表としてはそれ自体意味をなさない《国家以外の市民社会》という語用の矛盾に陥った点にある。移植の起源を度外視したまま市民社会の普遍性を説く立場の行きつく先とは、たとえば植民地化以前のアフリカにも市民社会は存在したとする見解 (Young [1994]) や、市民社会の構成員はその国の市民にかぎらず国外のドナーや投資家もふくむとする見解 (Guyer [1994]) になっていくだろう。

## 5. 市民の *longue durée*

市民をとりまく概念群は現代のアフリカ政治文化に統合されたのだから、それをアフリカに適用する行為も疑わしくはないとするバヤールの先の指摘に、私たちは全面的に賛同したい。ただしそれは、19世紀に族や臣民とともに移植された市民の概念が20世紀末のアフリカ政治文化へまさしく統合的に埋め込まれた結果、社会に深刻な亀裂を生んでしまったという理由からである。こうした現実に対し、植民地期の市民移植のプロセスを自らの楽観的な市民社会の語用とはまったく別の問題とみなし、両者を考察の初発から切断した点にこそ、近年のアフリカ市民社会論にみられる矛盾の源が見いだせる。

別のしかたでいいかえてみよう。たとえばポストコロニアリズム批評の一部論者は、現代のアフリカ政治にみられる《歴史の異種混淆性》を説き明かすためにもフランス社会史でいう《長期の持続：ロング・デュレ (*longue durée*)》の視座が必要であると主張する (Werbner [1996], Ellis [1998: 171])。彼らのいうロング・デュレとは、ポストコロニアルからコロニアル、プレコロニアルへと遡行したアフリカの過去がいわば三重映しで現在のアフリカの姿へ投影されているという意味での《長期持続》である。これに対しアフリカの《市民》概念をめぐる歴史性に着目する私たちには、少なくとも18世紀

後半の西欧政治思想にまで遡行する別種のロング・デュレを確保しておく必要があるだろう。なぜなら現アフリカ諸国で独立直前まで存続した市民規定とは、植民地化初期に西欧から移植された19世紀段階での市民概念とその語用に準拠したものであり、しかも当時の西欧はその原型となる理念を17～18世紀の市民思想に見いだしていたからである。

では、西欧の政治思想史にまで遡行するアフリカ近現代史のロング・デュレの視点を得ることで、私たちにはいかなる視界がひらけてくるだろうか。たとえばそれは、現代アフリカ社会に埋め込まれてしまった植民地統治技術の遺産、創られた主体＝族が生み出す亀裂の問題である。先のマンダニと同じく「市民社会の内部には地域やエスニシティーに沿った分割と対立がみられる」との指摘は、当の市民社会に民主化の可能性をさぐる考察の内にも散見される (Harbeson [1994a: 25], Bratton [1994: 58], Young [1994: 39])。私たちのみるところ「国家の権力独占に対する市民社会の挑戦は新たな権力の独占をもたらす危険も秘める」(Bayart [1986: 118]) というバヤール本人の警戒も、この脈絡でこそ排除をめぐる問題の広がりや帯びてくるはずである。市民の名で排除の運動が作動するのは族の次元にかぎらない。植民地期に臣民として都市部から分断され市民に《把捉されなかった (uncaptured)》地方農民の次元でも、または男性中心の市民規定に対する女性の次元でも排除の論理は作動しうる (Tripp [1994])。こうした排除の淵源を探るためにも、私たちは帝国主義期以前の西欧世界にまでいったん遡行したロング・デュレの視点を以下で確保しておこう。

もとより《市民》や《市民社会》の概念は、近代国民国家システムの誕生以来、西欧の政治哲学史で中心的な論点をになってきた主題である。ただし17世紀イギリスのホブズ、ロックから18世紀フランスのルソーにいたる一連の思想家に共有されていたのは、国家と市民社会の輪郭を一致させ両者を同一視するというアリストテレス以来の古代都市国家 (ポリス) 観だった。彼らがこの《国家と市民社会の一致の公式》の継承者でありながら近代市民思想の始祖とされるのは、ひとえに市民社会の構成員である《主体＝市民》

の政治的権利を理論面で援護したためである。その意味で近代市民社会と近代個人主義とは、西洋思想の圏域で生誕の場を同じくしていたといつてよい。

その後こうした古典古代流の国家観を打破し、市民社会と国家の概念上の分離を果たして20世紀市民社会論の基本的な参照枠組みを用意したのはいうまでもなくヘーゲルである。ただしヘーゲルの理論では市民社会より国家に優位性がおかれ、本質的に市場経済社会である前者が人間の私利と欲望の葛藤を内在させ自己充足性に欠けるがために後者が出現し、国家の全体的な秩序を通じて《精神》の完成形態が世界史に約束されるという図式が展開していた。これに対してマルクスが両者の優劣関係を逆転し、市民社会こそが階級闘争の可能性をひめた歴史の実践場であり、国家はその上部構造にすぎないとする理論を構築したことは周知のとおりである (cf. 厚東[1993])。

市民社会をめぐる西欧政治思想史の流れをこうして粗描してみると、近年のアフリカ市民社会論が過去の思想史上のいかなる地点に立脚したものであるかを相対化して眺めることも私たちには可能となるだろう。それは第一に市民社会と国家を明確に分離し、第二に後者に対する前者の抵抗の契機を重視した点で、主としてマルクスの語用をもとに普及した20世紀市民社会論の末端に位置する垂種のひとつ——後に述べる理由からマルクスの地平にも達していないのだが——である。くわえてグラムシの国家ヘゲモニー論やハーバーマスの公共性理論に対する表層的な理解が、アフリカに対する《市民社会》のほとんど無際限なまでの拡大適用とメタファー化をこの理論にもたらしたといつてよい。つまるところ、19世紀の時点でアフリカへ移植された起源をもつ《市民》概念の過去と現在に対し、この装備ではもともと理論上の接近にも無理のあった点が推測されてくるのである。

くわえて17世紀イギリスと18世紀フランスに生じた市民革命が西洋政治史にもたらした革新とは、第一にブルジョワジーが絶対王政の打倒を通じて市民という新たな階級呼称を獲得し、自らを国家の自由な政治主体、市場の自由な経済主体として確立した点にあった。この市民という主体の生成が最終的には《市民の自由＝基本的人権》の承認へと向かっていった。また第二に、

市民革命はすでに絶対主義期から成立していた主権性と領域性を備える国家 (state) システムの上に、中世的な都市と農村の対立を乗り越える新たな共同体としての国家=民族 (nation) 観を付与し、19世紀に《one nation, one language, one state》のモデルとして完成する国民国家 (nation-state) システムの基盤を提供した。このことが、一方では人民主権と代議制にもとづくブルジョワ民主主義国家の樹立へと向かい、他方では国民主義すなわちなショナリズムの強化と暴走へ向かう出発点となったわけである。その点、帝国主義期にアフリカ分割の主役となった英仏二国が、西洋史ではいずれも市民革命を経て国民国家の形成に《最も成功した》国とされてきたことは、当の市民概念の変遷を考えるうえでも示唆的といえるだろう。なぜならまさにそのことにより、市民という概念がアフリカ移植に先だつ西洋政治史の次元から、民主化とナショナリズムの二面性を内包してきたという事実を私たちはここで再確認するからである (cf. 福田[1988], 厚東[1993])。

## 6. 淵源の18世紀

17~18世紀の社会契約論者のうち、先のリベリア市民規定の間接的な源泉となったのはアメリカ独立宣言を介したロックの思想であるのに対し、仏領西アフリカの市民規定についてはフランス共和政体の理念を介したルソーにまで遡行が可能である。このうち人民主権の理念を他にもまして明確に呈示し、フランス一国にかぎらぬ近代共和政体の理論形成を完成させたのはルソーとその『社会契約論』(1762年) だった (福田[1986])。先のフランス人研究者バヤールがアフリカの市民社会に見いだした《民主主義》と《人権》の概念も、まさにこの同国人の思想家ルソーとフランス市民革命の貢献により成立した歴史をもつとってよい。

ルソーの市民思想のうち、本章の考察に関わるポイントとして私たちは次の二点のみを確認しておくことにしよう<sup>20</sup>。第一に、古典古代流の《市民社会と国家の一致》をいまだ構想していたルソーにとり、《自由なる主体 (agent

libre)》とはあくまで国家の構成員としての《市民》を意味していた。いわば市民国家とその主体の生成は、彼にとり同じできごとを意味していた。その後フランス市民革命はこの論理にヴィジョンを得て、《等質の主体=市民》からなる政治社会のモデルを構築し、人権宣言(『人間と市民の諸権利の宣言』)で個人の主体的な自由と平等が保証され、人民主権という近代の装いをまとった共同体ナシオンの基礎が確立した。第二に、近年のアフリカ市民社会論者がしばしば援用するルソー解釈とは異なり、本来ルソーの想定した市民とは国家に抗する主体というより、社会契約のもとで国家と法を形成=再形成する、それ自体がナシオンの構成分子としての主体を意味していた。したがってヘーゲル以後の思想圏域に属する《国家と市民社会の分離》をそこに認めたり、市民革命の激動の事件史から連想されがちな社会変革への意図をそこに過度に読みこむのは明らかな誤読、曲解である。その例証として《共和国》と《市民》の関係を述べたルソー自身の規定としてしばしば引用される『社会契約論』中の一節を以下にあげる。

「[…共和国の] 構成員について言えば、集合的には人民 (peuple) という名称を持ち、主権者として参加する個々の単位としては市民 (Citoyens)、国家の法に従うものとしては臣民 (Sujets) と呼ばれる。」  
(ルソー[1979: 122])

ルソーによれば、人間の社会には支配と服従の関係がつねにともなう以上、それが正当化されるのは社会契約の形式以外にありえない。人間の人間への服従が正当化される唯一の場合とは、人がまったく自由で主体的な市民として他の市民とともに共和国を構成し、自らも参加して共同体の意志をつくりあげる場合である。この共同体の意志が《一般意志 (volonté générale)》であり、法はその具体的な表現となる。このとき共和国の成員である人民は、自らが《市民》の資格でつくりだした法に対して誰もが《臣民》として等しく自らの権利をひきわたし、一般意志の指導に従わねばならない。つまりルソーのいう自由や主体性とは、あくまで自らが参加してつくりあげた規範に自ら服従するという意味での《自由》であり《主体性》であったことを確認

しておきたい（福田[1985: 428-430]）。

このとき問題となるのは、ルソーの想定した《共和国》が古典古代流の都市国家（ポリス）であり、単純な商品生産者である《市民》の間にさほど経済的な開きのない小規模の政治社会がモデルとされていた点である。だがその後の市民革命では、彼の理論がそのまま国民国家のスケールで現実に適用され、あの有名な「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し…あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する」というテーゼが誕生してしまった（高木ほか編[1957: 131]）。そこから現実社会にきざす危険とは、たとえば本来は同一人物に帰すべき二属性のはずだった実践者《市民》と帰属者《臣民》とが経験上も分断され、双方のカテゴリーが何らかの社会的格差の境界に沿って国家の別々の成員へ割り振られていくという論理の破綻、あるいは現実による裏切りの蓋然性でこそあろう。

私たちがこのように述べるのも、19世紀後半に反王権主義を掲げたフランス第三共和国が西アフリカに移植したものこそ、まぎれもなくこの《市民／臣民》というルソー系統の語彙であり、この対概念は西アフリカの地で植民地法により截然と分断され、《臣民＝土着住民》の等式により暴力的な強制労働の道を開いていった事実思い当たるからにほかならない。そしてそれは、20世紀末の内戦にいたるリベリア《共和国》の歴史と《市民》の変遷過程へも確実に連絡した、あの排除をめぐる問題系へと向かっていくはずである。

平等をめざす論理から排除の論理がいかにかに生ずるかという点について、たとえば近年のバリバルはそれを当の論理の内側から検証する作業を試みている（バリバル[1996]）。ルソーからフランス革命にいたる歴史の潮流に彼がまず確認するのは《市民の主体生成》の契機である。西洋政治思想のアルケオロジーを探る視点にたてば、哲学の世界でカントが超越論的《主観》の概念を呈示した時期（1781年）はちょうどフランスで絶対主義下の臣民が市民となった時期（1789年）に照応し、西洋ではこのとき臣民（sujet）が主体（sujet）へと変貌をとげた。この革新は、西洋で個人を法的・倫理的・知的

に規定する作業全体が用意してきたものであり、人権宣言をはじめとする当時のあらゆるディスクール、またその効果を反復する当時のあらゆる実践に市民の出現と主体生成の兆候が読みとれるという。バリバルはこうした前提をふまえ、私たちが排除の論理と呼ぶ何ものかを人権宣言そのものの内に探っていく。彼によれば、市民の権利表明がなされたこのテキストは《自由な主体》という新たな人間観にもとづいていただけに、本質的な曖昧さを自らのうちに忍び込ませずにはいなかった。すなわち国家主権の概念は絶対王政期まで階層性と切り離せずにいたところに、人権宣言は《平等な主権》というパラドクスを呈示したため、主権と平等の共存がけっして矛盾ではないことをまず説明する必要にせまられた。そこで現実社会にはおよそありえそうにないこと、つまり《生まれながらの平等》という新たなパラドクスをそこに外挿する結果に陥った。あるパラドクス（平等としての主権）を説明するために別のパラドクス（生まれながらの平等）を外挿した点で、彼はこの人権宣言のテーゼを一種の誇張命題とみなす。いいかえれば、当初ルソーが想定した小規模の都市国家ならばともかく、人権宣言の《市民》は近代の国民国家にそれを適用するにはあまりにハードな概念であったことになるだろう。なぜならバリバルも指摘するように、平等が文字どおりの平等であるためにはそれを限定することが原理的には不可能だからである。特定の社会にくらす特定の個人が他の個人と平等でなくなった瞬間、もはやその社会では誰にも《平等》の概念は適用できなくなる。一人に対する権利の追加は全員にとっての権利の廃止に直結する。ルソーに忠実だった市民革命のディスクールもまた、誰か一人が市民でなくなれば共和国では誰も市民ではなくなると述べるようになっていった。それゆえきたるべき最終的なパラドクスとは、平等の理念が現実には社会内部に差異を残しておくにもかかわらず——たとえばここでタブマン期以後のリベリア市民規定を想起していただきたい——それを自らは説明せず、また説明しえないという点に収斂していくはずであるろう。

しかしこの厳格すぎる論理を前に、現実の歴史にはまもなく人権宣言の二



通りの解釈を通じて抜け道のようなものが開けていった。それはバリバールの表現でいう現実的解釈と象徴的解釈の差異を通じた抜け道である。個々人の社会・経済条件が現実にもまったく等価となったときに人権宣言の《市民》の権利が初めて発現するという前者の解釈に対し、後者は個々人の間に実際は財や権力の差があろうとも、彼らがみな人権宣言の《市民》であるかぎりは他の市民と同等に《みなされる》という解釈だった。つまり後者の解釈に従えば、厳格なる平等が社会に実現する必要は消失し、《平等》が普遍的に適用可能な形式でありさえすればよいことになる。また《すべての市民》を語りうるためには国民全員が十全な市民である必要もなくなった。それは、私たちのいう排除の論理がまさに生誕した瞬間だった。《すべての市民》はこのとき《誰までが市民か》という境界付けの問題へと変質し、その境界内部の《平等》が形式として維持されていけばよいことになったからである。

この解釈の変質は、人権宣言のわずか2カ月後にフランスで公布された《能動的市民／受動的市民》の弁別をめぐるデクレに表出した。それは市民のうちでも一定額の直接税を納め、1年以上居住し、25歳以上の使用人でない者を《能動的市民》と規定するかたわら、それ以外の《受動的市民》全員に投票権を認めない旨を宣告するものだった<sup>20</sup>。ルソーの語用に準拠すれば《受動的市民》などそもそも語義の矛盾であり、フランスでは早くもこの時点から市民と臣民との現実の振り分けが開始されていたことになろう。それから時代を下ること約150年、第二次大戦後の仏領西アフリカに現出した先述の《フランス市民／地方市民》の選挙団体区分は、まさに市民概念の中核をむしろこの排除の論理の変奏にひとしくはなかつただろうか。あるいは1790年代、カリブ海イスパニョラ島の仏領サン＝ドマング (Saint-Domingue) で大規模な黒人蜂起をきっかけに奴隷解放闘争が展開したとき、その対応をめぐる人権宣言直後のフランス国民公会に生じた論争も、自国海外領土の黒人住民に対する《すべての市民》の適用方法と境界付けをめぐるものではなかつただろうか (浜[1998])。仏領サン＝ドマングが世界最古の

黒人共和国ハイチとして独立するのは1804年、フランス革命から15年後のことである。そしてそれは、アフリカ最古の黒人共和国リベリアが建国されるわずか40年前のできごとであった。

### 結論——死を延期される古語

私たちは本章第1節でリベリア国家史における市民規定の変遷を跡づけ、その歴史の末端にあたる20世紀末の内戦の意味を考えてきた。とくに市民規定との関わりで最も微妙な位置に立たされてきた族集団マンディングの事例から族と市民の国家史を論じてきた。第2節では《族・個人・市民》が西アフリカ近現代史でいかなる起源をもち、族と個人を媒介する市民が国民国家システムにいかなる語用をもたらしたかを検証した。私たちはこれら一連の議論を通じ、19世紀に西欧から移植された市民概念がリベリアにしる旧仏領西アフリカにしる、民主主義の当初の理念に反して西アフリカに排除の論理をもたらしたとすれば、それはこの地域に特有の事情だったかどうかをひとつの問いとして示してきたはずである。概念の歴史性をめぐる問いを検討する過程で、私たちは以下の二点に着目した。

第一に、市民という概念はいかなる補助論理をもっても埋め尽くせぬ余白——理念に並走する現実の不平等——を内在させた、それゆえ話者の語用によっては民主主義の理念からかけ離れた現実を招来しかねない不完全な概念であった。とりわけそれは国民国家という大規模な団体を前にして一個の誇張命題と化し、排除の社会システムを産出しつづける。一国家の市民が規定される瞬間とは、市民でない誰かが事実上排除される瞬間にひとしい。しかもこの排除は単にあれこれの国家史がそれを例証したという偶有性の次元にとどまらず、むしろ概念そのものに内在する必自然的な運動である。市民概念はそれゆえ万人平等と人民主権の普遍性というより、排除の運動の普遍性こそを歴史的にも論理的にも実証してきたことになる。国内人口の圧倒的

多数を占める土着住民を19世紀の建国から第二次大戦期にいたるまで排除しつづけたリベリア共和国の市民規定、そしてその帰結といえる世紀末の内戦でゲリラ指導者が自らのプロバガンダに用いた市民の語用は、一見したところ国民国家のあるべき姿を踏みにじる腐蝕の顛末として人には映ずるかもしれない。だが皮肉なことに、リベリアで内戦という歴史の末端にいたるまで存続したこの市民の語用こそ、実のところ市民概念をめぐる歴史的、論理的に最も正統なる語用であったとはいえないだろうか。

第二に、私たちは近代西欧の国家システムの変容過程を通じ、市民概念にまつわる民主化とナショナリズムの二面性を指摘してきた。このうち負の側面といえる後者の現実を考察から脱落させないためにも、私たちは安易なレトリックとは区別される狭義の市民社会が憲法、すなわち国家の法的規定で市民の認証を受けた諸個人から構成されるという自明の事実に至るまで立ち返る必要がある。法的規定など問題の本質ではないとして、国家の枠から解き放たれたどこか幸福な空間から《国家に抗する主体》として語られる《市民》は、この事実を曖昧にするだけにやがては自らの理想に反した現実を生みだしかねない。20世紀の世界史の不幸が仮に《ナショナリズムという病い》の暴走にあったとすれば、市民という言葉もまた、ヘーゲル国家論の暗黒へとつながるそれ自体が同じ病いの産物であり、まさにその病いこそが排除の論理を産出してきた事実には気づくことになる。

ならば、民主化への契機という前者の側面からみたときの市民はどうであろう。リベリアに内戦をもたらした市民の語用と、近年のアフリカ市民社会論の語用とを比べると、私たちは後者がアフリカ民主化の可能性をあまりに性急に見いだす反面、排除をめぐる健忘症とも呼ぶべき事態に陥っていることに気づく。国家と市民社会の概念を分離し、前者に対する後者の優位性を主張した点で一見これと似ているかのようなマルクスの語用をここで試みに想起していただきたい。マルクスが市民社会に優位性をみたのは、市民革命では人民主権を唱えたブルジョワが、産業革命以後は平等原理を形骸化させ、労働者層を市民から排除する資本主義的な階級支配へと墮落したため、

当の市民社会を階級廃絶に向けた闘争の場とみなしたからにはほかならない。つまり表層の類似にもかかわらず、二つの主張は完全に逆転している。一方のマルクスは排除の論理に鋭敏だったからこそ、市民社会という場の戦略性を顕揚する。そして一方のアフリカ市民社会論者は、市民社会の幸福な発生をまず自らの権限で認定したうえで、だがその内部には若干の亀裂や対立もあると付言する。それはたとえば私たちがリベリア内戦の事例を通じてみてきた《族》の亀裂であり、むしろこの亀裂は当の市民概念の語用それ自体から派生した亀裂であり排除にほかならない。内戦という深刻な主題のもと敢えて倫理的な次元にまで踏みこんでいえば、私たちは自らの語用がまた新たな排除を生みださずにはいない市民概念の修辞を排し、民主化の具体的な進展をただ坦懐に語っていかねばならない。それはおそらく永久に先送りのままめざされるべき不在の理想であり、逆に《すでに市民社会は生まれつつある》というディスクールのもと、部外者が自らの語りによって生みだした《市民》や《主体》を当の語りによって認定していく空虚な身ぶりにそれは求められるべきでないのである。

19世紀に外部から移植された市民概念は、20世紀末にいたった現代アフリカ諸国になおも暗い影を落としている。市民の過去の語用を現在のレトリカルな語用から切断する議論は、同時代のアフリカを席卷する排除の現実への軽視につながるだろう。たとえばリベリア内戦、それは国内総人口わずか250万の小国で国外・国内難民200万、死者25万、将来《リベリア市民》となるはずだった少年兵への人権蹂躪など (Human Rights Watch [1994], NHK [1998])、まさしく国民国家の自殺にひとしい惨状を呈していった。だが、内戦期のリベリアが族と市民の論理をふりかざすゲリラ指導者の手で分裂してしまった状況とは、ある論者がウガンダ、ソマリア、チャド、旧ザイールなどの事例と並べて指摘するような「国家と市民社会の双方が極端に脆弱な今日のアフリカ諸国」(Azarya [1994: 97]) の実例などではけっしてない。むしろそれは、市民規定とその解釈から生みだされた排除の運動がこのうえもなく十全に機能し暴走した結果にほかならない。《族》や《市民》といった

主体をめぐるさまざまな概念を懐胎してきたモダニティそのものの終焉を暴力で予兆する社会変動にしては、その代価はあまりに傷ましいものとなってしまったのである。

西アフリカへの市民移植の帰結は、ひとりリベリア内戦にかぎらない。たとえば隣国コートディヴォワール共和国、憲法前文で他の仏語圏アフリカ諸国と同じくフランス人権宣言に明示的に言及して独立を果たしたこの国では（モランジュ[1990: 107]）、植民地期を通じて隣接諸国から多数の移民労働者を吸収してきた。《国力》、すなわち独立後の同国における驚異的な経済成長を陰で支えてきたのもこの移民労働力であり、ウフエ=ボワニ（F. Houphouët-Boigny）大統領も外国人の投票権をはじめ、彼らに対し一貫してリベラルな立場をとってきた。だが彼の死後、1994年末の新選挙法制定に際してこの国にはひとつの問題がもちあがる。「生粋のイヴォワール人（ivoirien de souche）」の価値を力説する内相の議会説明をへて可決されたこの法案は「出生時からのイヴォワール人を両親にもつ出生時からのイヴォワール人でなければ、共和国大統領として選出されえない」ことを定めていた。そして同じ時期に、政府与党系の新聞はベディエ（H. K. Bédié）大統領の当時ライバルだった政治家の父親をブルキナファソ出身者と報じたのだった（佐藤[1995]）。コートディヴォワールにおける移民労働力の中心を担ってきたのがこの同じブルキナファソからの移民労働者、いわば《ブルキナファソのよそ者》だった事実はこの際重要であろう（原口[1988]）。市民の政治的権利の根幹にあたる選挙・被選挙権をめぐるここでもまた国家の自己定義のプロセスと直結した排除の論理が生みだされていくとき、私たちは隣国リベリアで《ギニアのよそ者》と呼ばれつづけてきた近代の《主体》マンディングをめぐる錯綜した歴史の問題系へとまたもや送り届けられてしまうからである<sup>22</sup>。

1997年、アビジャン市内の書店にはコートディヴォワール大学出版局から刊行された一冊の論文集が置かれている（Touré dir. [1996]）。表紙に記されたタイトル『イヴォワリテ（L'Ivoirité）』とは、サンゴールによるかつての造

語《フランシテ (francité)》と同じくナシオンの一体性 (unité nationle) を基礎づける概念としてベディエ大統領が案出した新語だという。読者は同書中に次の一節を見いだすだろう。「人はいかにしてイヴォワール人たりうるかという問題は、自国に住まうことから生ずる政治的権利の要求を示すものである [……今般の] 選挙法は外国人の投票を廃止することで、この問題をめぐるコンセンサスを実現した……われわれは次のことを断言すらできる、すなわちある時点で特定の間人が作成したこの選挙法に最後は全イヴォワール人が賛同したということ。なぜならこの選挙法は何人をも排除しておらず、最高にして最古の民主主義国家たるアメリカ合州国の例が示すように、市民 (citoyens) はほとんどすべての国で十全なる被選挙権を有さぬからである」(Touré dir. [1996: 21]. 下線引用者)。市民なる古語の死はここ西アフリカにおいてもつねにそして確実に延期されつづけている。ちなみにこの書物の副題とは、「アンリ・コナン・ベディエ大統領の新たな社会契約の精神」であった。

[注]

- (1) 本章の議論は、以下の口頭発表における草稿を部分的にまとめたものである。
  - ・「内戦エリートという個体化の様態—テイラー政権期をむかえたりベリア共和国から」アジア経済研究所共同研究「90年代アフリカにおける政治変動とエスニシティ」(武内進一主査) 第6回研究会 (1997年10月25日, 於アジア経済研究所)
  - ・「市民概念をめぐる攻防—リベリア内戦における北マンデ系武装勢力の来歴」国立民族学博物館共同研究プロジェクト「独立後のアフリカにおける国家政治と民族関係の総合的研究—共存の伝統とネオ・エスノセントリズムの関係」(和田正平代表) + 「マンデからフルベヘ—世界システムと西アフリカ史」(竹沢尚一郎代表) 合同研究会 (1998年3月26日, 於国立民族学博物館)
  - ・「西アフリカにおける市民概念の理論的射程—リベリア内戦過程をめぐる個性の考察から」アジア経済研究所共同研究「現代アフリカの政治変動の内在的要因」(武内進一主査) 第9回研究会 (1999年1月23日, 於アジア経済研究所)
- (2) 近代国家論に転用されて以後の《citizen/citoyen》は、もはや古代都市国家流の《市民》ではなく《公民》あるいは《国民》とさえ訳してしかるべき概念である (福田[1988: 148-158])。ただし後でふれるように、国民国家の内部紛争を

《civil war》としか語りえない近代国家思想史の脈絡からあたかも遊離したかのような場所で《citizen》や《civil society》を安易に《市民》や《市民社会》と訳し、その言葉が漠として帯びるプラスのイメージを現実へのレトリックに用いる姿勢そのものを批判する意図が本章にはある。そこで本章では《市民》という日本語をあえてそのまま使い、その訳語としての語用の限界も間接的なしかたで示すことにする。

- (3) リベリアの国内総人口に占めるムスリムの割合は、1950年代で約7%、60年代で約10%と増加したのち、後述するタブマン期以後の政策により内戦直前時には約27%に達していた (Dunn and Holsoe [1985: 93])。だがリベリア国民の大半は、ボロ・サンデの儀礼複合にもとづくいわゆる《アニミスト》に分類される (真島 [1997a])。狭義の《マンディング》の人口比率については表1を参照。
- (4) リベリア近現代史におけるマンディングの位置づけを市民規定と連絡させる発想、およびその具体的な事実関係について、以下の記述は近年発表されたコネーの論考に多くを負う (Konneh [1996])。他文献からの引用についてはそのつど本文中に記した。
- (5) 「コンゴの性質はたいへんに可塑的であるため、彼らをアメリコ＝ライベリアンとしてかたどるのも容易である……」(一入植者による1862年の書簡, Hlophe [1979: 104])。
- (6) 前・内戦期、内戦期をめぐる以下の記述は、本章の議論に必要なかぎりでの概略にとどめた。事件史の細部については真島[1993]、[1998]を参照されたい。
- (7) ちなみに、二人のドーのあいだに血縁関係はない。ジャクソン・ドーは内戦のさなか、NPFLのキャンプ内で軟禁中に謎の死をとげた (ウォエウイユ[1998])。
- (8) テイラーの前妻はクィウォンバの姪にあたるギオ族出身の女性だった (Huband [1998: 15])。
- (9) 内戦発生から1994年初頭にいたるまでのリベリア和平協定書については、現在までのところ Weller ed. [1994]が最も体系的に条文を収録している。
- (10) 西部3州のうちボミ州だけでも年間のダイヤモンド産出量は16万3000カラット (1988年)、金産出量は700キログラム (1992年)が見込まれた (Reno [1995: 215])。内戦後半の1995年には、資金調達を急ぐゲリラ諸派の採掘により、リベリアのダイヤモンド輸出量は上半期だけで実に1400万カラットに達していた (Reno [1998: 104])。
- (11) クロマーおよびULIMO-Kの財源に関する以上の記述については、Reno [1996: 213]、[1998: 97-103]、Ellis [1998: 164]、真島[1998: 162]を参照。
- (12) この点について本章のとる立場は、たとえば原口[1996]のそれにちかい。原口が《部族》概念の分析上の有効性を今日もお主張し、《部族》を《エスニック・グループ》や《民族》に呼び換えることの危険性を訴えるのは、ほかでもない部族という概念のもつ歴史的特殊性または政治的含意のゆえであった。《民族／部族》の対比をめぐる原口の表現にしたがうなら、《民族》とは「その政治的

自立性を市民的平等（民族自決権）の観点から相互に認知し」あい「ひとつの領域国家を占有し、国家的に族としての再生産を保証された」集団であるのに対し、《部族》とは「民族の保護下におかれ、市民的平等を認められていない」集団となる（原口[1996: 191-223]）。その点、特定の族集団をそれが包摂される国家システムとの関係から規定していく立論は、おそらく《民族》と《部族》の語用の異同を探索する作業より、むしろ近代国民国家の根本原理として《族》概念と同時期にアフリカへ移植された《市民》の語用を検討することで論点がいっそう明確化されるというのが、本章のとる立場である。

- (13) 仏領西アフリカをめぐる以下の記述は、真島[1999]で詳述した。
- (14) これら一連の作業をめぐる住民側の集合的記憶については、真島[1997b]所収の「フランス植民地期の伝承」四篇を参照されたい。そこでは、現コートディヴォワールの一地域にあるとき突然やってきた「白い肌の人間」たちが「～村から～村までの土地はいったい誰と誰が治めているのか」といった尋問を各地で試みていた状況が語りつがれている。たとえばこうした伝承からも、20世紀転換期のフランスが西アフリカをナシオンの一部に取り込むというときに《領域性》や《主権性》といった絶対王政以来のきわめて特殊な国家観にいかにか拘束されていたかという点がかうかがえるだろう。
- (15) 「イデオロギーに力点を置く比較の遠近法から見れば、民族——十九世紀西欧の民族——とは、『個人』のイデオロギーに呼応する、近代における社会政治的集団である。その限りで民族はひとつでありながら同時にふたつのものである。すなわち、それは個人 *individu* の集合体であり、また同時に集合的な平面では、他の個体としての民族 *individus-nations* にあい対する個体でもある……個人の集合体であると同時に集合的個体でもある民族のもつアポリア……」(デュモン [1993: 191-193])。
- (16) 1992年の論文集に再録された仏語版と86年の英訳版とのあいだには、文章表現の細部にかなりの異同がみとめられる。本章では、この論文が英語圏の研究者におよぼした影響力を考慮し、英訳版の表現を重視した。
- (17) 民主主義的なアフリカ市民社会の創設を支援しようとした IMF・世銀による構造調整プログラムの沈滞は、ある論者によれば「市場経済を市民社会と同一視したヘーゲル流の還元主義」にその原因があるという (Harbeson [1994a: 9])。私たちはたとえばこうした発言に、アフリカン・ベシミズムに対する安直なオプティミズムの提唱がさらに深刻なベシミズムを生みだしていくというひとつの徴候を見いだす。
- (18) 人類学研究者の立場で紛争研究のあり方を考えるとき、いわゆるフィールドワークとは根本的に異質な作業がそこに前提とされていることに気づく。紛争に関する考察をすすめるうえでデータとなるものは、戦場という《フィールド》へ実際に飛び込みでもしないかぎりは、国際プレス記事やルポルタージュなど、通常は人類学者が二次資料あるいは文献研究と呼びつつ、自らのフィールドノート



の下位に位置づける間接的データ、傍証の類に属するものである。しかも戦争は記者やルポライターですら現地への接近がきわめて困難となる《フィールド》であるだけに、研究者が論文執筆の際にデータとする情報でさえ、もはや二次資料ですらなく、なにか既存の報道記事にあった情報の受け売り、すなわち三次資料、四次資料……となっていく危険性がきわめて高い。したがって、たとえば《チャールズ・テイラー》なる個人が実在するかどうかという疑問をもつにはいならずとも、ちょうど内戦のゲリラ指導者が《族》を語ることによって何かしら族に相当する集団が創られていったように、特定のイデオロギーをもった報道記事や現地情報の累積が《個人》を外部から創りだしていくプロセス自体を、私たちは相対化しておかねばならない。それは内戦による共和政体の一時的な喪失にもかかわらず、西側の紛争報道がいかに特定のアフリカ人を無名の群衆から抽出し、何らかの主体性をおびた個人あるいは市民に仕立て上げていったかという社会学的なニュアンスを帯びた問題でもある。メディアによる外部からの主体構築のしづさが最も明白に表出するのは、先述のエルハジ・クロマーなど、ゲリラ指導者とのインタビュー形式をとった彼自身の出自や生い立ちに関する記事であろう (ex. Kromah [1996])。《族》《国民》《市民》などさまざまなレベルにおける他の主体概念と同じく、そこでは《自己の来歴を語る》という行為そのものが自伝執筆のフィクションにも等しい主体生成の場と化す (cf. デリダ[1989: 18-26])。逆にメディアによる個体化が十分になされなかった場合、自らを外部の視線に対し《個人》あるいは《主体》として境界づけようとする動きは、たとえばリベリアで1980年に軍事クーデタをおこした17名の国軍下士官らによる《“諸君のリーダーを知ろう” キャンペーン》など、当事者の側から率先してなされることにもなる (Binitie [1997: 40-41])。

- (19) 「仮にディスカールが助産婦となりうるのなら、市民社会は十分にそして偽りなく生まれている」(Young [1994: 44])。
- (20) ルソーの思想をめぐる以下の記述については、福田[1985: 411-437]を参照した。ただし、本章の視点にひきつけた本文中のルソー解釈の内容と方法は、もっぱら本章執筆者の責任によるものであることを断っておきたい。
- (21) このデクレにより、当時の都市部では《受動的市民》が25歳以上の男性人口の過半を占めることになった (ゴデシヨ [1989: 55])。
- (22) 「たとえ現在の民族主義運動が国家N [=Nation]内の解決を求めているにしても、人類の相互依存が急激に進み、国民国家そのものの地位が相対化される以上、その要求それ自体が矛盾を含むものになりかねないであろう……これまでの国家N内部の民族問題がかりに棲み分けによって解決できるとしても、新来者のそれにはその解決はあり得ない……国民国家についての擬制の自覚は、この困難な課題に立ち向かうための知的前提である」(福田[1988: 126-128])。

## 〔参考文献〕

## 〈日本語文献〉

- アクバン, M.B. (稗田乃訳)[1988a]「リベリアとエチオピア, 一八八〇年から一九一四年まで—植民地化をまぬがれた二つのアフリカ国家—」(宮本正興編『ユネスコアフリカの歴史第7巻・上』同朋舎出版) 371~416ページ。
- (楠瀬佳子訳)[1988b]「エチオピアとリベリア, 一九一四年から一九三五年まで—植民地期の二つのアフリカ独立国—」(宮本正興編『ユネスコアフリカの歴史第7巻・下』同朋舎出版) 1053~1101ページ。
- アンダーソン, ベネディクト (白石さや・白石隆訳)[1997]『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』NTT出版。
- ウォエウィユ, トム (真島一郎訳)[1998]「チャールズ・テイラーとリベリア国民愛国戦線の内実」(『アフリカレポート』第26号) 16~21ページ。
- 厚東洋輔[1993]「市民社会」「市民社会論」(森岡清美ほか編『新社会学辞典』有斐閣) 587~589ページ。
- ゴデショ, ジャック (瓜生洋一ほか訳)[1989]『フランス革命年代記』日本評論社。
- 佐藤章[1995]『「基層イヴォワリアン」をめぐって—コートディヴォワール新選挙法の提起するもの—』(『アフリカレポート』第21号) 14~17ページ。
- 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編訳[1957]『人権宣言集』岩波書店。
- デュモン, ルイ (渡辺公三・浅野房一訳)[1993]『個人主義論考—近代イデオロギーについての人類学的展望—』言叢社。
- デリダ, ジャック (増田一夫訳)[1989]「ネルソン・マンデラの感嘆—あるいは反省=反射の法則—」(J・デリダほか・鶴飼哲ほか訳)『この男 この国—ネルソン・マンデラに捧げられた14のオマージュ—』ユニテ) 11~61ページ。
- 浜忠雄[1998]『ハイチ革命とフランス革命』北海道大学図書刊行会。
- 原口武彦[1988]「コートジボワールのブルキナファソ人—西アフリカの国際労働移動—」(『アジア経済』第29巻第7・8号) 90~110ページ。
- [1996]『部族と国家—その意味とコートジボワールの現実—』アジア経済研究所。
- バリバル, エティエンヌ (松葉祥一訳)[1996]「市民主体」(J.-L.ナンシー編『港道隆ほか訳』「主体の後に誰が来るのか?」現代企画室) 36~74ページ。
- 福田敏一[1985]『政治学史』東京大学出版会。
- [1986]『ルソー (人類の知的遺産40)』講談社。
- [1988]『国家・民族・権力』岩波書店。
- 真島一郎[1993]「リベリア内戦の展開」(『アフリカ研究』第43号) 77~97ページ。
- [1997a]「西大西洋中央地域 (CWA) とボロ結社の史的考察—シエラレオネ、リベ

- リア, ギニア, コートディヴォワール—」(『アジア・アフリカ言語文化研究』第53号) 1~81ページ。
- [1997b]「ダナネ地方・ダン族の神話-歴史伝承群-45の事例-」(小田淳一編『物語の発生学 I』共同研究報告書, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所) 119~237ページ。
- [1998]「リベリア内戦史資料 (1989~1997) —国際プレス記事読解のために—」(武内進一編『現代アフリカの紛争を理解するために』調査研究報告書, アジア経済研究所) 117~195ページ。
- [1999]「植民地統治における差異化と個体化—仏領西アフリカ・象牙海岸植民地から—」(栗本英世・井野瀬久美恵編『植民地経験—人類学と歴史学からのアプローチ—』人文書院) 97~145ページ。
- モランジュ, ジャン (藤田久一・藤田ジャクリース訳) [1990]『人権の誕生—フランス人権宣言を読む—』有信堂。
- ルソー, ジャン=ジャック [1979]「社会契約論—または政治的権利の諸原理—」(作田啓一訳『ルソー全集第五巻』白水社) 105~268ページ。
- ローラン, L. P.ランピュエ (東亞経済調査局訳) [1937]『佛蘭西植民地法提要』満鐵東亞経済調査局。

〈外国語文献〉

- Azarya, Vicor [1994] “Civil Society and Disengagement in Africa,” in Harbeson et al. eds. [1994] pp.83-100.
- Bakary Akin, Tessa D. [1992] *La démocratie par le haut en Côte d'Ivoire*, Paris: L'Harmattan.
- Bayart, Jean-Francois [1986] “Civil society in Africa,” (transl. by P.Chabal) in P.Chabal ed., *Political Domination in Africa*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.1-16.
- [1992] “La revanche des sociétés africaines,” in J.-F. Bayart et al., *Le politique par le bas en Afrique noire: Contribution à une problématique de la démocratie*, Paris: Editions Karthala, pp.65-106.
- Binitie, Austin O. [1997] *Blood & Bones in Liberia*, Abidjan: Editions Souvenirs.
- Bratton, Michael [1994] “Civil Society and Political Transitions in Africa,” in Harbeson et al. eds. [1994], pp.51-81.
- Breitborde, L.B. [1991] “City, countryside and Kru ethnicity,” *Africa*, 61(2), pp.186-201.
- Chabal, Patrick [1986] “Introduction: Thinking about politics in Africa,” in P.Chabal ed., *Political Domination in Africa*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.1-16.
- [1996] “The African crisis: context and interpretation,” in Werbner and Ranger eds. [1996], pp.29-54.
- Clapham, Christopher [1976] *Liberia and Sierra Leone: An essay in comparative politics*,

Cambridge : Cambridge University Press.

- [1998] "Introduction : Analysing African Insurgencies," in Clapham ed. [1998], pp.1-18.
- Clapham, Christopher ed. [1998] *African Guerrillas*, Oxford : James Currey Ltd.
- De Boeck, Filip [1996] "Postcolonialism, power and identity : local and global perspectives from Zaire," in Werbner and Ranger eds. [1996], pp.75-106.
- Dunn, D.E. and S.E. Holsoe [1985] *Historical Dictionary of Liberia*, Metuchen, N.J. : Scarecrow Press.
- Ellis, Stephen [1995] "Liberia 1989-1994 : A Study of Ethnic and Spiritual Violence," *African Affairs*, 94, pp.165-197.
- [1998] "Liberia's Warlord Insurgency," in Clapham ed. [1998], pp.155-171.
- Ford, Martin Joseph [1991] *Ethnic relations and the transformation of leadership among the Dan of Nimba, Liberia (ca.1900-1940)*, Ph. D. dissertation, State University of New York.
- Fraenkel, Merran [1964] *Tribe and Class in Monrovia*, London : Oxford University Press.
- Gershoni, Yekutiel [1987] "The Drawing of Liberian Boundaries in the Nineteenth Century : Treaties with African Chiefs versus Effective Occupation," *The International Journal of African Historical Studies*, 20(2), pp.293-307.
- Guyer, Jane I. [1994] "The Spatial Dimensions of Civil Society in Africa : An Anthropologist Looks at Nigeria," in Harbeson et al. eds. [1994], pp.215-229.
- Harbeson, John W. [1994a] "Civil Society and Political Renaissance in Africa," in Harbeson et al. eds. [1994], pp.1-29.
- [1994b] "Civil Society and the Study of African Politics : A Preliminary Assessment," in Harbeson et al. eds. [1994], pp.285-300.
- Harbeson, J. W. et al. eds. [1994] *Civil Society and the State in Africa*, Colorado : Lynne Rienner Publishers.
- Hart, Barrett S., Jr. [1995] *Repairing the Effects of Threats to Ethnic Identity : Trauma Healing and Reconciliation Workshops in Liberia during the Civil War*, Ph. D. dissertation, George Mason University (Virginia).
- Hlophe, Stephen S. [1979] *Class, Ethnicity and Politics in Liberia : A class analysis of power struggles in the Tubman and Tolbert administrations from 1944-1975*, Washington, D. C. : University Press of America.
- Holsoe, Svend E. [1976/77] "The Manding in western Liberia," *Liberian Studies Journal*, 7(1), pp.1-12.
- Holsoe, S. E., W. L. d'Azevedo and J. H. Gay [1969] "Chiefdom and clan maps of western Liberia," *Liberian Studies Journal*, 1(2), pp.23-39.
- Huband, Mark [1998] *The Liberian Civil War*, London : Frank Cass Publishers.
- Human Rights Watch [1994] *Easy Prey : Child Soldiers in Liberia*, New York : Human

- Rights Watch.
- Konneh, Augustine [1996] "Citizenship at the Margins: Status, Ambiguity, and the Mandingo of Liberia," *African Studies Review*, 39(2), pp.141-154.
- Kromah, Alhaji G.V. [1996] "My turf is the public good," *West Africa*, 15-21 Jan., pp.65-67.
- Launay, Robert [1979] "Landlords, Hosts, and Strangers Among the Dyula," *Ethnology*, 18(1), pp.71-83.
- Lyon, Henry G. [1997] *Liberia: The Quest for Democracy and the Politics of Ethnicity*, Master Thesis, Southern Connecticut State University.
- Mamdani, Mahmood [1996] *Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism*, Princeton: Princeton University Press.
- Person, Yves [1968] *Samori: une révolution dyula*, 3vols, Dakar: IFAN.
- Reno, William [1996] "The Business of War in Liberia," *Current History*, May, pp.211-215.
- [1998] *Warlord Politics and African States*, London: Lynne Rienner Publishers.
- Richards, Paul [1995] "Rebellion in Liberia and Sierra Leone: A Crisis of Youth?," in O. Furley ed., *Conflict in Africa*, London: Tauris Academic Studies, pp.134-170.
- Touré, Saliou dir. [1996] *L'Ivoirité: ou l'esprit du nouveau contrat social du Président Henri Konan Bédié*, Abidjan: Presses Universitaires de Côte d'Ivoire.
- Tripp, Aili Mari [1994] "Rethinking Civil Society: Gender Implications in Contemporary Tanzania," in Harbeson et al. eds. [1994], pp.149-168.
- Werbner, Richard [1996] "Multiple identities, plural arenas," in Werbner and Ranger eds. [1996], pp.1-25.
- Werbner, R. and T. Ranger eds. [1996] *Postcolonial Identities in Africa*, London & New Jersey: Zed Books Ltd.
- Weller, M. ed. [1994] *Regional Peace-keeping and International Enforcement: The Liberian Crisis*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Young, Crawford [1994] "In Search of Civil Society," in Harbeson et al. eds. [1994], pp.33-50.

〈映像資料〉

- NHK (日本放送協会)[1998]「チャイルドソルジャー 戦場から帰還した少年兵」NHK-BS, 1998年5月4日放映, 60分。